

平成29年6月14日開会

平成29年6月22日閉会

平成29年第5回
和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

平成29年第5回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 6月14日(水)から6月22日(木)までの9日間
2. 日程

日程	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	6月14日	水	午前9時	本会議 1 開 会 2 議事日程等の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 議案の上程、説明(報告) 7 諮問の上程、説明、質疑、討論、採決 8 議案の上程、説明、質疑、委員会付託 (条例及び補正予算) 9 陳情の上程、委員会付託
第2日	6月15日	木	午前10時	休 会(本会議) 特別委員会(温泉・学校) 午前10時～
第3日	6月16日	金	午前9時	休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～ 総務文教常任委員会 午後1時～
第4日	6月17日	土		休 会
第5日	6月18日	日		休 会
第6日	6月19日	月		休 会
第7日	6月20日	火	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第8日	6月21日	水		休 会
第9日	6月22日	木	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討 論・採決 5 閉 会

平成29年第5回和気町議会定例会目次

◎第 1 日 6月14日 (水)	1
◎第 7 日 6月20日 (火)	25
◎第 9 日 6月22日 (木)	63

平成29年第5回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 平成29年6月14日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成29年6月14日 午前9時00分開会 午後2時19分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山本 稔 2番 居 樹 豊 3番 万代 哲央
4番 山本 泰正 5番 尾崎 忠信 6番 西中 純一
7番 広瀬 正男 8番 安東 哲矢 9番 当瀬 万享
10番 柴田 淑子 11番 草加 信義
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 大森直徳 副町長 稲山 茂
教育長 朝倉健作 会計管理者 鈴木健治
総務部長 竹中洋一 総合政策監 小西哲史
危機管理室長 新田憲一 まち経営課長 立石浩一
地方創生課長 野津浩之 税務課長 桑野昌紀
民生福祉部長 青山孝明 生活環境課長 岡本芳克
健康福祉課長 則枝日出樹 介護保険課長 永宗宣之
産業建設部長 南 博史 産業振興課長 万代 明
上下水道課長 豊福真治 地域審議監 大石浩一
事業課長 岡本康彦 教育次長 今田好泰
学校教育課長 藤原文明 社会教育課長 山崎信行
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	7 番 広瀬正男 8 番 安東哲矢
日程第 2	会期の決定について	9 日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
追加日程第 1	議長の辞職許可について	許可
追加日程第 2	選挙第 8 号 議長選挙について	選挙
追加日程第 3	議席の一部変更について	
追加日程第 4	選挙第 9 号 和気北部衛生施設組合議会議員の補欠選挙について	選挙
追加日程第 5	選挙第 10 号 和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合議会議員の補欠選挙について	選挙
追加日程第 6	選挙第 11 号 和気老人ホーム組合議会議員の補欠選挙について	選挙
追加日程第 7	選挙第 12 号 東備農業共済事務組合議会議員の補欠選挙について	選挙
追加日程第 8	選挙第 13 号 東備消防組合議会議員の補欠選挙について	選挙
日程第 4	報告第 1 号 平成 28 年度和気町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	説明
	報告第 2 号 平成 28 年度和気町簡易水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書について	説明
	報告第 3 号 平成 28 年度和気町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	説明
	報告第 4 号 平成 28 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	説明
	報告第 5 号 平成 28 年度和気町地域開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	説明
日程第 5	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について	適任
日程第 6	議案第 51 号 和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更について	委員会付託
日程第 7	議案第 52 号 和気町学校教育施設整備基金条例の制定について	委員会付託
	議案第 53 号 和気町和気鶴飼谷温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
日程第 8	議案第 54 号 平成 29 年度和気町一般会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第55号 平成29年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第56号 平成29年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
日程第9	陳情第2号 「国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充」を求める 陳情書	委員会付託

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(草加信義君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第5回和気町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(草加信義君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(草加信義君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 広瀬正男君及び8番 安東哲矢君を指名いたします。

(日程第2)

○議長(草加信義君) 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

ここで、去る6月7日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本泰正君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会委員長報告を行います。

去る6月7日午前9時から本庁舎3階第2会議室におきまして、議会運営委員会委員全員、執行部からは町長、副町長、担当部・課長出席のもと、平成29年第5回和気町議会定例会の会期、日程、案件等を協議いたしました。その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、6月14日から6月22日までの9日間に決定いたしております。

日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

概略を説明いたします。

日程第1日目、6月14日、会期の決定、議長、町長の諸般の報告、報告の説明、諮問の上程、質疑、討論、採決、議案の上程、説明、質疑、委員会付託、陳情の上程、委員会付託を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

なお、本日午後1時が一般質問の通告期限となっておりますので、よろしく願いいたします。

日程第2日目といたしましては、6月15日、本会議は休会といたします。和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を午前10時から、引き続き和気町学校・園再編成整備事業特別委員会を開催いたします。

日程第3日目といたしまして、厚生産業常任委員会を午前9時から、総務文教常任委員会を午後1時から開催いたします。

日程第4日、6月17日土曜日、日程第5日、6月18日日曜日、日程第6日、6月19日、これは本会議を休会といたします。

日程第7日、6月20日、本会議を午前9時から行い、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を予定いたしております。議会運営委員会終了後、議会広報編集委員会を開催いたします。

日程第8日、6月21日、本会議を午前9時から一般質問を予定いたしております。

日程第9日、6月22日、本会議を午前9時から、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。
委員長、ご苦労さまでした。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの9日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から6月22日までの9日間に決定いたしました。
（日程第3）

○議長（草加信義君） 日程第3、諸般の報告をいたします。
議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほどご一読をお願いいたします。
次に、町長から諸般の報告がございます。
町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 皆さんおはようございます。
諸般の報告をさせていただきます。

梅雨に入り蒸暑い日が続く中、本日ここに、平成29年第5回和気町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には早速ご参集を賜りまことにありがとうございます。

それでは、5月16日開催の第4回議会臨時会以降の諸般の報告であります。5月21日に第64回岡山県消防操法訓練大会が県消防学校で開催され、ポンプ車操法の部に和気地区の第4分団機動部が出場し、惜しくも2位という結果ではありました。当日は激励のため議員の皆様を初め多くの地域の皆様に現地まで足をお運びいただきありがとうございました。

また、同日は、岡山和気ヤクルト工場で開催された第2回ヤクルト工場祭が催され、和気鶴飼谷温泉と町の特産品のPR等を行ってまいりました。当日は約3,000人の来場者でにぎわっておりました。

次に、5月24日に、和気鶴飼谷温泉と和気ドームでドローンの体験会を開催いたしました。この事業は、農業や防災、測量技術等で今後ますますの活用が期待されているドローンの魅力や様々な可能性、操縦技術等について体験がされ、当日は農業関係者、建設関係者、消防関係者等約60名の皆さんがドローンの体験をされました。現在、ドローンを利用するニーズは高まっておりますが、それに対する知識と技術を習得できる場所は限られており、今後本町への訓練所等の誘致の可能性につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、5月28日、友好都市の上海市嘉定区の中学生訪日団が団長以下23名、うち中学生20名が来町され、翌29日に和気鶴飼谷温泉で歓迎会を行い、6月2日までの6日間、町内の幼稚園、小学校、中学校の視察交流や、県内及び東京見学等をされました。

次に、5月28日には、本荘にこここ園、本荘小学校の運動会が開催されました。また、午後からは地区民運動会が開催され、健康、体力づくりとともに地域の触れ合いの場として有意義な一日となりました。

また、6月3日には、佐伯中学校の体育会が、6月4日には和気ドームにおいて和気中学校体育祭「飛翼大会」が盛大に開催されました。園児及び児童・生徒は、新学期が始まり2カ月弱の短い期間での練習にもかかわらず、仲間と助け合い、元気いっぱいの演技が披露されました。

次に5月31日に、和気町立学校・園跡地利用検討委員会より仮事業者に係る答申を受け、6月7日にこれか

らの学校・園の跡地施設等の利用促進に向けた協議に入るための仮事業者の決定がなされました。

次に、6月5日備前県民局主催の生き生きミーティング備前IN和気が和気鶴飼谷温泉で開催され、本年度実施されます関係の主要事業等の概要説明がありました。

ここで、本町に関係します今年度の岡山県発注の主要事業についての概略を説明いたします。まず藤野地内の県道岡山赤穂線改良工事についてであります。全体計画延長1.1キロメートル、幅員6.5メートル、総幅員11.25メートルで、平成21年度から実施しており、本年度は用地補償及び新田ヶ原橋（仮称）の橋梁上部等工事が予定されております。

次に、本町の岩戸から赤磐市稲蒔地内における吉井川佐伯工区の改修事業であります。全体計画延長10.8キロメートル、平成21年度から実施しており、本年度は佐伯から米澤へかけてのパラペット工事が予定されております。

次に、国道374号線の清水及び衣笠地区において、延長130メートルの落石予防工を実施する予定になっております。

また、衣笠地内の自転車歩行者専用道路の設置については、本年度延長390メートルの区間において測量、調査、設計を実施する計画になっております。

次に、初瀬川の改修事業であります。平成4年度から事業を実施しており、平成29年度は稲坪橋の上部の工事を実施することになっております。稲坪橋は幅員が狭く、車両のすれ違いもできない状況であり、また通学路にもなっていることから、架け替えにあわせて車道部分を拡幅し、あわせて歩道を新設するものです。橋長は30.2メートルで、有効幅員は、歩道部分2メートルを含めて7メートルとなっております。平成28年度までに護岸工、下部工が終了し、今年度は上部工を完成させる予定で、橋の完成後に和気町が行う橋の前後の道路拡幅工事を行い、平成30年秋ごろの開通予定となっております。橋の完成によりスムーズな通行が可能となり、歩行者の安全が確保されるとともに、交通事故の抑制が期待されるところであります。

なお、現在進められています美作岡山道路では和気町宇生から赤磐市八島田地内に至る八島田トンネルの平成29年度工事は、土工事、法面工事、舗装工事が施工されます。

次に、田土地内西の谷川通常砂防事業につきましては、平成29年度に用地測量、用地買収が行われることになっております。

次に、6月8日から包括連携協定を締結しております山陽学園大学、山陽学園短期大学において1年生の学生280人に対し本町の地方創生の取り組みにつきまして、諸事業の紹介を行い、和気町のPRを行ってまいりました。

次に、新たな寝台列車トワイライトエクスプレス瑞風が6月21日からJR西日本に登場いたします。京都、下関間を山陽、山陰、周遊の全5コースで運行され、そのうち山陽線の上りコースでは待ち時間の調整のため和気駅で約15分間停車いたします。約2週間に一度の頻度で停車をいたしますが、初日の6月27日は和気駅にこいのぼりの掲揚を行い、歓迎を行う時間調整がなされており、わけまろくんと和気にこここ園の園児とともに、和気町のPRを行います。

次に、和気鶴飼谷温泉ポンプの故障のその後の経緯と今後の予定でございますが、ポンプ及びケーブルの引き上げ作業を継続し、毎日数メートルは上げることができていたのですが、5月26日に860メートル付近まで進んだところで、現在の機械ではもたない可能性が出てきたため、計画どおり、他県で使用していた掘削機械を持ち込む調整をしたところ、その機械に不具合があることが判明し、現場で修理ができるものではなく、工場に持ち込むこととなりました。その機械は、既に製造中止となっており、部品もなく新規に作製することから、修理完了のめどが立たないため、現在、三重県で使用している掘削機械を手配することといたしました。6月15日に三重県での作業が終了した後、和気町へ搬入することとしております。現場設置を行い、6月19日から掘削

作業を再開するよう進めているところであります。

次に、平成29年度の町の主要事業についての進捗状況について申し上げます。

まず、ごみ処理施設整備事業ですが、クリーンセンターの解体、更新工事につきましては、焼却施設等の解体、新設に係る届け出を済ませて、2月末からごみ処理棟内の焼却施設の洗浄、解体に着手し、5月末に撤去が完了いたしました。現在は、粗大ごみ処理棟内の施設の解体、また焼却施設の製作に着手し、年度末の完了に向け予定どおり進めております。なお、更新事業完了後の焼却施設の運転管理につきましては、3月の定例会で承認いただきましたとおり、15年間の長期包括的運営による業務委託といたしております。運営事業者を決定すべくプロポーザル参加事業者を公募したところ、3者の応募がありました。応募者によるプレゼンテーションにつきましては、9月を予定しており、最優秀提案事業者を選定し、年内に契約締結の予定で進めているところであります。

次に、本荘小学校屋外プール建設工事につきましては、学校・園統廃合に伴い解体した本荘小学校のプール建設について、実施設計業務を開始し、用地購入に関しましても所有者との交渉を終え、相続、移転登記事務を進めているところでございます。しかしながら、対象用地が農業振興地域内の農用地区域に指定されていることから除外する必要があり、現在県の担当部局と調整を行っているところであります。

次に、矢田地内工業団地の整備につきましては、地元の了解も得られましたので、現在測量設計を実施しております。用地取得のための税務署への協議も終了しましたので、これから用地買収にかかります。今年度中には国道沿いから造成工事に着手していくことができるように計画を進めているところであります。

次に、本荘第2排水機場増設事業につきましては、平成29年、30年度の継続費により事業実施を進めております。本年度は国費の内示がありましたので、今議会において事業費の補正及び財源更正をお諮りし、国に対して全体設計の協議を行い、承認の手続きを進めてまいります。承認後は入札を実施し、9月定例会で契約議決を目途に進めております。平成29年度は、機械、電気設備の工場製作と土木工事の一部を着手する予定になっております。平成30年度末完成を目指して早期利用開始に向け整備を進めてまいります。

次に、英語特区等に向けた教育関連事業についてでございますが、本来の発音による英語に触れさせ、英語教育をより充実させるため、本年4月10日付でALT（英語指導助手）を3幼児施設に1名、小学校に3名、中学校に2名、計6名を配置いたしました。更に、幼児施設に配置しておりますALT（英語指導助手）による英会話教室をサエスタ、中央公民館でそれぞれ週1回ずつ行うことにいたしております。

また、県の補助を受け生徒自身の英語運用能力を、読む、書く、聞く、話すの4技能別に測定するため、スコア型英語テストを中学2年生、3年生全員を対象に7月に実施し、2学期以降の指導に役立たせるよう進めているところでございます。

最後になりましたが、平成28年度和気町一般会計の決算見込みの状況についてであります。現在精査中ですが、歳入歳出差引残高から繰越事業に係る一般財源を除くと、純繰越金は約1億6,766万6,000円の黒字決算の見込みであります。このうち8,400万円を財政調整基金に積み立て、残額の8,366万6,000円を平成29年度へ繰り越す予定にいたしております。なお、平成28年度末の一般会計における基金残高は41億5,036万7,000円となる見込みであります。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

○議長（草加信義君） ここで暫時休憩といたします。

執行部の方々は退場していただき、議案の審議に入るまで自席で待機をお願いいたします。

〔執行部退席〕

午前9時21分 休憩

午前9時32分 再開

○副議長（広瀬正男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長席を交代し、副議長の私が議長の職務を行います。ご協力方よろしくお願ひいたします。

ここで会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 当瀬万享君を追加指名します。

先ほど草加議長から辞職願が提出され、議会運営委員会を開催し、協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長（山本泰正君） 先ほど別室で議会運営委員会を開催いたしました。その協議結果を報告いたします。

本日、草加議長から広瀬副議長に議長の辞職届が提出されました。議会運営委員会を開催し、協議した結果、議長の辞職についてを日程に追加することを議会運営委員会で決定いたしております。

○副議長（広瀬正男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○副議長（広瀬正男君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまです。

お諮りします。

先ほどの委員長の報告のとおり、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（広瀬正男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。（追加日程第1）

○副議長（広瀬正男君） 追加日程第1、議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、除斥に該当しますので、草加信義君の退場を求めます。

〔11番 草加信義君 退場〕

○副議長（広瀬正男君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長 田村君。

○事務局長（田村正晃君） 朗読した。

○副議長（広瀬正男君） 議長の辞職は、会議規則第98条第2項の規定により、討論を用いないでその許可を決定することになっております。

お諮りします。

草加信義君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって、草加信義君の議長の辞職を許可することに決定しました。

ここで、草加信義君の入場を許可します。

〔11番 草加信義君 入場〕

○副議長（広瀬正男君） 草加信義君から退任挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

11番 草加君。

○11番（草加信義君） 議長のご許可をいただきましたので、一言退任のご挨拶をさせていただきます。

一身上の都合で辞表を提出させていただきましたところ、ただいま議決をいただきまして、29年3月議会臨時会において選任をされまして、皆様方にご許可をいただいて3カ月間議長職として大変お世話になり、ありがとうございました。その間におきましては、岡山県の町村議会議長会の会長として、また中国5県の議長会の会長として、全国の議長会の理事として、また全国議長会館の執行委員として務めさせていただきましたが、いろいろな経験をさせていただきましたが、思い出に残りますものは、全国議長会で議員の身分の保障といたしますか、議員のなり手不足に対する対応、厚生年金の加入、それと昭和53年に全国議長会が議員報酬の基準を提案をいたしておりますが、これの見直し、これが決定をされまして、2年間かけて審議をすることになりました。こんなことをいろいろな場で発言をさせていただいて、それが認められました。

それとまた、総理主催の桜を見る会、それから宮内庁主催の園遊会にも出席をさせていただきました。これもひとえに皆さん方のご協力のたまものでございまして、心より感謝を申し上げる次第でございます。

今後におきましても、新しい議長が選任されましたら、和気町発展のために二元代表制の議会運営がスムーズにいきますように私も微力ながら頑張っている所存でございますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単措辞でございますが、意を尽くしませんが、挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。お世話になりました。

○副議長（広瀬正男君） ただいま議長が空席となりました。

お諮りします。

議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として、選挙第8号を議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（広瀬正男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙第8号を議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午前 9時41分 休憩

午前10時28分 再開

○副議長（広瀬正男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（追加日程第2）

○副議長（広瀬正男君） 追加日程第2、選挙第8号議長選挙を行います。

選挙の方法は投票と指名推選の2つの方法がありますが、どちらにいたしましょうか。

8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） 投票でお願いいたします。

○副議長（広瀬正男君） 投票との声がありましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（広瀬正男君） ただいまの出席議員数は、11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番 万代哲央君及び4番 山本泰正君を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（広瀬正男君） 念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（広瀬正男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（広瀬正男君） 異状なしと認めます。

それでは、投票用紙の記入をお願いします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼、各議員投票〕

○副議長（広瀬正男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（広瀬正男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番 万代哲央君、4番 山本泰正君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（広瀬正男君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効票数 8票

無効票数 3票

有効投票のうち

尾崎忠信君 1票

西中純一君 1票

当瀬万享君 6票

この選挙の法定得票数は、2.00票です。

したがって、当瀬万享君が議長に当選されました。

それでは、議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（広瀬正男君） ただいま議長に当選された当瀬万享君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当瀬万享君、議長当選承諾及び挨拶を求めます。

9番 当瀬君。

○9番（当瀬万享君） 一言ご挨拶を申し上げます。

このたび議員の皆様方のご推挙によりまして、和気町議会議長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄でございます。私は浅学非才であります。ここに皆様方のご推薦を受けました上は一身を挺してそのご厚志にお報いする覚悟でございます。

なお、議会運営そのものについては基本的には是々非々でございます。今後もその考え方で和気町活性化の

ために議会の権威並びに品位を保持しながら不偏不党、公正無知の立場を堅持いたしますことをここにお誓い申し上げる次第でございます。何とぞ皆様方の手厚いご支援とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、まことに簡単ではございますが、私の就任の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（広瀬正男君） 以上で選挙第8号議長選挙を終わります。

議長の職務を交代しますので、暫時休憩といたします。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番 柴田淑子君を追加指名します。

お諮りします。

ただいまの議長選挙に伴い、追加日程第3として議席の一部変更についてを議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） ご異議なしと認めます。

したがって、追加日程第3として議席の一部変更についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加日程第3）

○議長（当瀬万享君） 追加日程第3、議席の一部変更についてを議題とします。

議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

なお、議長席は、和気町議会申し合わせ事項によって末席といたします。

それでは、草加信義君の議席を8番、安東哲矢君の議席を9番、私、当瀬の議席を11番にそれぞれ変更します。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時48分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど開催されました議会運営委員会の協議された結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長（山本泰正君） 失礼します。

先ほど別室にて議会運営委員会を開催いたしました。その協議結果を報告いたします。

先ほどの議長選挙によりまして新しい議長が決定したことに伴い、日程の追加について協議をいたしました。

その結果、次のことについて日程を追加することに決定いたしました。

和気北部衛生施設組合議会議員の補欠選挙について、和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合議会議員の補欠選挙について、和気老人ホーム組合議会議員の補欠選挙について、東備農業共済事務組合議会議員の補欠選挙について、東備消防組合議会議員の補欠選挙について、以上5件の日程を追加することに議会運営委員会で決定いたしました。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。

先ほどの議会運営委員長の報告のとおり、和気北部衛生施設組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し追加日程第4として、和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し追加日程第5として、和気老人ホーム組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し追加日程第6として、東備農業共済事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し追加日程第7として、東備消防組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し追加日程第8として、それぞれ日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） ご異議なしと認めます。

したがって追加日程第4から追加日程第8までの5件を日程に追加することに決定しました。

次に、先ほど開催されました和気町学校・園再編成整備事業特別委員会の協議された結果の報告を委員長から報告を求めます。

和気町学校・園再編成整備事業特別委員長 万代君。

○和気町学校・園再編成整備事業特別委員長（万代哲央君） 先ほど和気町学校・園再編成整備事業特別委員会を開催いたしました。

当瀬委員長が議長に就任したことに伴い、当委員会の委員長を辞任されましたので、互選によって協議した結果、新委員長に私、万代、副委員長に柴田淑子委員に決定いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 委員長、ご苦労さまでした。

先ほど就任されました万代委員長におかれましては、委員会運営をよろしくお願いいたします。

組合議員の補欠選挙でございますが、追加日程第4から追加日程第8までの5件を一括して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、一括して議題とすることに決定しました。

（追加日程第4～追加日程第8）

○議長（当瀬万享君） 追加日程第4、選挙第9号和気北部衛生施設組合議会議員の補欠選挙について、追加日程第5、選挙第10号和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合議会議員の補欠選挙について、追加日程第6、選挙第11号和気老人ホーム組合議会議員の補欠選挙について、追加日程第7、選挙第12号東備農業共済事務組合議会議員の補欠選挙について、追加日程第8、選挙第13号東備消防組合議会議員の補欠選挙について、以上5件を一括して選挙を行います。

ここで事務局長に簡単に説明させます。

事務局長 田村君。

○事務局長（田村正晃君） 選挙第9号・選挙第10号・選挙第11号・選挙第12号・選挙第13号説明した。

○議長（当瀬万享君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） ご異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、私が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） ご異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定しました。

これから各組協議会議員の指名をします。

まず、選挙第9号和気北部衛生施設組協議会議員に、草加信義君の後任に、私、当瀬万享を指名します。

次に、選挙第10号和気・赤磐し尿処理施設一部事務組協議会議員に、草加信義君の後任に、私、当瀬万享を指名します。

次に、選挙第11号和気老人ホーム組協議会議員に、草加信義君の後任に、草加信義君を指名します。

次に、選挙第12号東備農業共済事務組協議会議員に、草加信義君の後任に、私、当瀬万享を指名します。

次に、選挙第13号東備消防組協議会議員に、草加信義君の後任に、私、当瀬万享を指名します。

お諮りします。

ただいま私が指名しました方々を組協議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方々が組協議会議員に当選されました。

ただいま当選されました方に、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

以上で選挙第9号から選挙第13号までの5件の補欠選挙を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午前11時28分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第4）

○議長（当瀬万享君） 日程第4、報告第1号から報告第5号までの5件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、本日提案いたしております報告第1号から報告第5号までの5議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この報告5件につきましては、繰越明許費の繰越計算書でありまして、地方自治法及び地方自治法施行令の規定、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定により、平成28年度から平成29年度へ繰り越して執行するため、その内容について報告するものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、報告第1号から報告第5号までの5件について順次細部説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 報告第1号説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 報告第2号・報告第3号説明した。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 報告第4号説明した。

○議長（当瀬万享君） 事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 報告第5号説明した。

○議長（当瀬万享君） 以上で報告第1号から報告第5号までの5件の報告を終わります。

（日程第5）

○議長（当瀬万享君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 諮問第1号について説明並びに議案の朗読を行います。

諮問第1号人権擁護委員の推薦についてであります。現在1名欠員となっております人権擁護委員に青盛眞人氏を推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

それでは、議案書11ページを朗読いたします。

〔議案朗読〕

なお、参考資料といたしまして、裏面に青盛眞人氏の経歴を載せておりますので、参考にしていただき、ご審議、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） これから諮問第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって諮問第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りいたします。

諮問第1号は、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

諮問第1号は、適任とすることに賛成の方は、起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立全員です。

したがって諮問第1号は、適任と答申することに決定しました。

（日程第6）

○議長（当瀬万享君） 日程第6、議案第51号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第51号の和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更についてですが、和気町立学校・園統廃合整備基本計画の一部を変更することについて、和気町議会の議決に付すべき事件を定める条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

和気小学校校門前駐車場に隣接する用地について提供の申し出があり、駐車場を追加することから、基本計画の変更を行うものであります。

詳細につきましては、教育次長に説明させますので、ご審議、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第51号の細部説明を求めます。

教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 議案第51号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから議案第51号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第51号を和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第51号は、和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託することに決定しました。

（日程第7）

○議長（当瀬万享君） 日程第7、議案第52号及び議案第53号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 議案第52号及び議案第53号の2議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第52号の和気町学校教育施設整備基金条例の制定についてであります。学校跡地の財産処分にあたり、有償による貸与または譲渡になる場合で補助事業完了後10年以上を経過していれば学校施設整備のための基金に国庫納付相当額を積み立てることにより国庫納付が不要になることから、制定するものであります。

次に、議案第53号の和気町和気鶴飼谷温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、本館1階中ホールを多目的ホールに改修し、利用向上を図るため、使用料について定めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長・課長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第52号及び議案第53号の2件、順次細部説明を求めます。

教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 議案第52号説明した。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 議案第53号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで13時まで暫時休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第52号及び議案第53号の2件の質疑を行います。

まず、議案第52号和気町学校教育施設整備基金条例の制定についての質疑はありませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） この条例の目的がちょっとわからなかったんですけど、大体今町長が言われたんでアウトにはわかったんですけど。要するに合ってるかどうか教えてほしいんですけど、これから学校教育施設等を有償で貸し付けあるいは譲渡というふうな場合、所有権移転する場合若しくは有償で貸し付ける場合に、例えば学校であれば耐震補強したというのが多分10年未満だと思うんです。その補助金を返さなければいけなくなってくるという、そのためのこれは基金ということでございますか。グラウンドはそうすると関係ないかもしれませんが、そういうことですね。学校施設にかかわる補助金等の返還というふうな問題が譲渡あるいは有償貸し付けの場合は出てくると、そのための目的でありますかね。それを教えていただきたいと。

具体的に今年からそれをやられるのかどうなのか。今年度途中補正するようなことが出てくるのかどうか。余り一般的には学校跡地というのは無償で貸し付けるというふうなものが、私たちが視察した徳島県なんかはほとんどそういうものだったというふうに思っているんですけど、この間の区長会か何かで説明したとき、やはり無償貸し付けということではなかろうと、有償貸し付けにせにゃいけないのじゃないか、そういう意見も出たということも聞いてるんですけども、その点も含めてご回答いただければありがたいと思います。よろしくお願います。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） それでは、お答えいたします。

西中議員から質問がありました有償の場合の貸し付け譲渡の場合について、今回基金を積み立てることによって補助金返還が不要ということで今回制定するものでございます。

町長も申しましたとおり、補助事業完了後10年以上を経過していれば、承認手続を行った上で学校の設置者である地方公共団体において、学校施設整備のための基金に補助金返還相当額を積み立てることによって補助金返還を不要とすることができるということで今回制定いたすものであります。

おっしゃったとおり、完了後10年未満の場合、耐震補強の場合には承認手続をとった上で補助金返還が必要となってまいります。

それから、現状では、有償譲渡の予定はありませんが、今後有償となる可能性もございます。そのために今回制定をいたすものであります。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 大体わかりましたけれど、であるならば、有償の場合にその補助金相当額をとということですけど、どれぐらいか今わかるようでしたら教えていただきたいんですけど。小学校が3つ、それから幼稚園が3つぐらいになるんですか、正確じゃなくてもいいんですけどどれぐらいの額になりましようか、補助金、今わかるようでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 全体の額をちょっと合計で今把握しておりませんが、石生小学校の場合を例にとりますと、実際に石生小学校の補助金の総トータルが1億6,990万円の補助金を当初の建築当時から交付金としていただいております。返還対象補助金額が現時点で7,950万円が対象金額になってまいります。それから、不動産鑑定評価による補助金を比較した対象金額が2,959万円程度になってまいります。

現時点で、石生小学校の補助金返還額を言いますと、耐震補強部分の補助金返還、これは積み立てはできませ

ん。約1,230万円の補助金返還がかかってまいります。基金積み立てが1,720万円、合計2,950万円の補助金返還と積み立てが必要になってまいります。

ざっくり日笠小学校では積み立てが2,100万円、和気小学校で2,340万円、山田小学校で1,620万円の補助金返還なり積立金が必要となってまいります。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） じゃあ、また資料を委員会に後日提出いただきたいと思います。

だから、これは譲渡若しくは有償貸し付けをすると、それを決めた段階で積み立てをするということになるわけですね。その点がもしわかればお願いします。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 議員おっしゃるとおり、有償譲渡貸し付けが決定次第、基金積み立てを行う予定にしております。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ございませんか。

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 直接該当しませんけど、今この中身を聞くと、10年以内ということは耐震工事が対象になるということ、そうすると今回の学校統廃合と耐震工事とは、なかなかその辺は全部リンクした形で計画してなかったということになるのかな、裏を返せば、その辺どんなんですか。もう終わったことだけど、10年以内というたらもうこれ耐震工事が該当ということでしたら、ほかのことはともかくね。それと、学校統廃合とこれがリンクしますわな。こうやって関連しとんだけども、そこのところはほんならそこまでは耐震は耐震で考えたということで、確認の意味でちょっとよろしいかな。もう統廃合は別と、耐震は耐震と、後のことは別ということでもよろしいんですかね、考え方は。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 議員おっしゃるとおり、耐震工事の計画段階では統廃合のことは考えておりませんでした。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） わかりました。十分理解できました。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第52号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第52号は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第53号和気町和気鶴飼谷温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第53号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第53号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

（日程第8）

○議長（当瀬万享君） 日程第8、議案第54号から議案第56号までの3件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第54号から議案第56号までの3議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第54号の平成29年度和気町一般会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に1億4,481万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億2,481万円とするものであります。主な内容は、歳入では融資事業分担金、コミュニティ助成事業、町債の追加等で、歳出では総務費、サエスタ用地購入費、街路灯設置工事費、コミュニティ活動助成金の追加、農林水産業費の融資事業の追加、消防費の県操法大会に係る経費、消防機庫改修事業の追加、教育費の和気小学校駐車場整備事業、佐伯グラウンド改修事業、代替施設基本調査費等の追加を計上いたしております。

次に、議案第55号平成29年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に5万4,300円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ370万6,000円とするものであります。主な内容は、歳入では前年度繰越金の追加、歳出では傷害、賠償保険料、全国国保診療施設協議会負担金、医療用機材借上料、非常用機器購入費、予備費を追加計上いたしております。

次に、議案第56号の平成29年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に2,000万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億2,390万5,000円とするものであります。主な内容は、歳入では社会資本整備総合交付金1億1,000万円の追加、公共下水道事業債の9,000万円の減額、歳出では排水機場ポンプ改良工事費として2,000万円を追加計上いたしております。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第54号から議案第56号までの3件、順次細部説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 議案第54号説明した。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 議案第55号説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 議案第56号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから議案第54号から議案第56号までの3件の質疑を行います。

まず、議案第54号平成29年度和気町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 3問だけ質問させていただきたいと思います。

まず、30ページの財産管理費公有財産購入費1,210万円というのがある。3筆購入という、サエスタの土地を貸しておられたんですか、その分がどなたかが亡くなられたかどうかというふうなことのようなんです

けれど、そのことは一体どういうふうになったのか。相続人がいなかったのか。おったんでしょけど、その辺のいきさつがちょっとわからないので、教えていただければありがたいかなと思います。

それから、同じく30ページです。

すぐ下です。空き家の改修事業補助金、これは町外からこっちへ移住される方が、移住されなくても、とにかく岡山市へ出とられた方が帰ってきて家を直すとかというふうなこともありだと思うんですが、その今の89万6,000円は何軒分ですか。今の動向も含めて教えていただきたいと思うんですが。

あと追加で、これは規定としては、移転後1年以内とか、そういう規定がありましたかね。それもちょっと教えていただきたいと思います。

それからあとは、同じく30ページです。

その一番下の戸籍住民基本台帳費で165万5,000円、これは要するにマイナンバーカードの追加申請分が出たということですか。その点について教えていただければありがたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 地域審議監 大石君。

○地域審議監（大石浩一君） それでは、私の方からは30ページの財産管理費の公有財産購入費、土地購入費1,210万円のことについてご説明をさせていただきます。

現在サエスタが建っている底地の一部について、1,420平米ですけれども、借地でありまして、毎年借地料で地権者に支払いを実施しておりますが、昨年5月に地権者が死亡されました。その方は、身寄りがなく、お金の管理ができないので、成年後見人の弁護士が金銭管理をしておりました。昨年、その方が死亡された後、弁護士が相続人を探し、その結果、今年の1月13日に相続人が判明し、3名の方が相続し、相続人代表が決定いたしました。相続人代表からは、相続人全員がその土地を町へ売却したいという意思表示があり、町及び相続人との協議の中、土地の鑑定評価にて売買することで意見が一致いたしました。その後、町内の不動産鑑定士に鑑定依頼し、価格が1,210万円、平米8,521円と決定いたしましたので、このたびの補正で上程させていただきました。その部分は、サエスタの南側の3筆でございまして、ちょうど出入り口付近の部分でございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

西中議員のご質問にお答えいたします。

空き家改修補助金の今の申請件数でございますが、平成29年度4件の申請が出てきております。また、1件50万円ということで、今現在の実績が189万6,000円となっております。

なお、189万6,000円ということで、200万円との差し引き10万4,000円と今回補正で要求させていただいております89万6,000円を足しまして100万円とさせていただきます、今後2件の申請が出てくるように補正の方を計上させていただいております。

また、移転後何カ月かということでございますが、対象者は町の住民基本台帳に登録されていない方若しくは記録されて1年を経過していない方が対象となっております。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 地方公共団体情報システム機構の負担金の165万5,000円でございますが、これは国より平成29年3月に交付金の見込み額が提示されました。年間281万3,000円の交付見込みになっております。今年度、28年度から繰越明許をしております115万8,000円の差額分165万円を今回追加補正で計上させていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番(西中純一君) じゃあ、1つだけ。

大体わかったんですけど、サエスタの分です。これは要するに、今言う弁護士が成年後見というのは、誰も見る人がいないので町長が代表になって、そして町長が弁護士に委託する、そういう形の成年後見なんですかね。もしわかったら、それだけちょっとお願いします。

○議長(当瀬万享君) 地域審議監 大石君。

○地域審議監(大石浩一君) 今、西中議員のおっしゃったとおりで、成年後見人の申請の方を昨年の12月にして、年が明けて1月29日に決定されております。

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑はございませんか。

4番 山本君。

○4番(山本泰正君) 34ページのグラウンド管理費の関係なんですけど、参考資料として51ページ、改修平面図というのが出ております。工事費1,300万円かけて改修するようですが、これも設計はできとんですか。

4回まで質問できるから、できとりますか、まずそこを。

○議長(当瀬万享君) 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長(山崎信行君) 議員の質問にお答えいたします。

設計は発注しておりませんが、建設課の方で大まかな額ははじいていただいております。

○議長(当瀬万享君) 4番 山本君。

○4番(山本泰正君) このグラウンドの改修平面図を見て皆さんどう感じられるかなんですが、私もこのグラウンドへは行ってみましたが、照明がフェンスの中にあるんです。設計は、もう土木工事から、スポーツ施設からいろいろあるんだと思うんですが、ぜひともそこらあたりは見ていただいて、地元の設計と言え、特に職員もここを使って野球の練習なんかもしとる人も多いと思うし、そうすればこの外野に2つある照明施設、これは非常に危険です。こんなのをまたネットを改修すると、外野フェンスが高さ2メートルの100メートルですか、改修するというて書いてとんですけど、そうするとこれはグラウンドが狭くなっても中へやり替えないと非常に危険です。ここらあたりは細心の注意を払って設計をぜひしていただきたいなというふうに思います。グラウンドは広い方がいいんだと思いますが、一生懸命ボールを追って走っていくと、ぽこんと四角のものが出ているというのは非常に危険ですし、適正な競技ができないというふうに思いますので、ぜひこのあたりは細心の注意を払っていい設計をしていただきたいと思います。以上、要望でよろしい。

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑はございませんか。

3番 万代君。

○3番(万代哲央君) 今の34ページですけど、佐伯グラウンドで修繕と改修工事が上がっておりますけど、これが補正で通ったら着手するんだと思われましても、完了といいますか、完成するのはいつぐらいですか。

○議長(当瀬万享君) 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長(山崎信行君) 万代議員のご質問にお答えいたします。

補正予算をご議決いただきましたら、7月、8月の2カ月ぐらいで発注して、完成して、9月からは従来どおり使っていただこうと思っております。

○議長(当瀬万享君) 3番 万代君。

○3番(万代哲央君) わかりました。

それと同じく、そこの業務等委託料の811万1,000円予算計上されておりますけど、これの積算の根拠といえますか、条件があつてこういう数字が見積もられてきておると思うんですけど、そのあたりの積算の条件といえますか、根拠となるようなところを教えてください。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 万代議員のご質問にお答えいたします。

町内の小学校の統廃合により、今後は佐伯グラウンドが和気町のグラウンドの拠点となってまいります。和気町総合グラウンドにおけます佐伯グラウンドにおきましても、正式な野球場ではなく、面積も外野フェンスも移動式といひまして正式な野球場ではございません。そこで、和気地域に野球場を計画しておりますのが、先ほど説明させてもらった業務の委託料でございます。根拠といたしまして、場所は和気町の和気鶴飼谷温泉、和気ドームのあたりを予定しております。面積は約4万平方メートルでございます。

○議長（当瀬万享君） 3番 万代君。

○3番（万代哲央君） ちょっと早かったんであれなんですけど、4ヘクタールぐらいの規模の総合グラウンドにかわるものを計画して基本計画はやっていくというようなことだと思いますが、町長にお尋ねいたしますけど、この定例会でこれが出てきているわけなんですけど、この6月の定例会で出されているというのはどうしてかなというか、ちょっと早いんじゃないかなという気もするんですけど、そのあたりこの定例会で出されておるその考えについてお尋ねいたします。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 今回の跡地利用検討委員会等の流れの中、いわゆる仮決定をされ、そしてそれも答申をされてこられた。そういう経緯を踏まえて、現在の総合グラウンドの状況は一応その範囲の中に入っているということから、これからの代替施設といひますか、施設として、ぜひ町として一つのグラウンドを整備する方向性を出していく。そういった意味で、今回からこういうふうにもいろいろ調査をしながらこれからの進めをさせていただくということで、この6月の予算に計上させていただいております。まだ拙速じゃないかというご意見かもしれませんが、調査研究をしながらそういった形でこれからの町民が本当に使用できる環境づくりをしていく場合の手当てとしてぜひ進めてまいりたいというように考えておりますので、今後状況が変化するというようには思っておりませんので、ぜひ跡地の問題は跡地として処理ができていけば、町として1つのグラウンドは必要ということでこれからの進めをさせていただきたいというように思っていますので、その辺のご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（当瀬万享君） 3番 万代君。

○3番（万代哲央君） 今、町長から考え方を聞かせていただきましたけども、基本計画なり、またもう少し具体的なことが出てくるんだと思ひますので、その節はぜひ議会の方でも全員協議会なりで説明をしっかりとさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございせんか。

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 今、私も具体的といひますか、町長の方からも基本計画が具体的にここまで出るとは想定してなかったんですけども、参考までに4万平米、4ヘクタールということでも落とし込みをしたということですけども、これ金額はともかく、これから一般的に、やっぱり人の土地の用地を買収してグラウンドをつくって完成といひると、基本といひますか、大体将来どういふ見通しをしとんのかといひるのは、ここまで言われるんですからあるんですかなど。

それともう一つ、これここまで出るといひことは、もう佐伯グラウンドはあくまでも暫定といひことで言われますか。その辺のちょっと2点。暫定か、それともここでもう打ち出しだといひことで、ここまで出されると私は思ひてなかったもんで、だからもう佐伯はあくまでも暫定ですよといひられるのか。それから、そうであればその考え方。

それから、新グラウンド、これから人の土地を4ヘク買うといひたらなかなかのことで相当の期間がかかると

思うけども、その辺は想定外なのか、少しは想定されとんか、大体5年後とかというようなことでもあれば、その考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） それでは、先ほどのグラウンドは暫定かというご質問の方にお答えいたします。

佐伯グラウンドにおきましても、平成27年度に163日、28年度に187日使用しております。また、和気グラウンドも、年間に163日使用して、次の年に187日使用しておりますので、暫定というわけではございません。佐伯グラウンドも、和気町の中心として同じく2つの野球場を使っていきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） グラウンドは2つも要らないじゃないかと、いわゆる公共施設というものはこれから縮小していくというのが行政の方向だというようにそれぞれの皆さんが考えられるところだと思います。しかしながら、佐伯のグラウンドにつきましては、本当に将来和気町が野球等を中心にしながら、近隣ないしは岡山県、そしてそういったところから本当に場所として公式試合ができる場所というものを和気町として持っていく。そして、それによって一つの活性化またいろいろなスポーツの振興を図っていくという方向性を打ち出す意味で、ぜひ今回の計画をこれから進めてまいりたい。議会とも十分調整はしてまいりますので、議会の方のご意見もいただきながら、和気町が将来本当にスポーツとしての野球が和気町でかなりハイレベルの野球ができる場所ということの一つのこれからの目標として掲げていけることが、議会の皆さんもご理解いただけるようなそういう施設にしていけたらなということで、今回の計画を進めているところでございますので、今後とも議会の皆さん、そして町民の皆さんのご意見をいただきながら、和気町で本当にいいスポーツの施設として活用できるなど言えるようなものができていけることを我々も期待しながら、今回の一つのステップをしているわけでございますので、今後とも皆さんとの協議を十分し、町民の皆さんからもご意見をいただきながら、本当に施設をしてよかつたなど言える施設にしていきたいというのが我々の願いですので、ぜひ議会の皆さんにもご指導いただきながらこれからの進めをさせていただきたいというように思っております。

○議長（当瀬万享君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） どのくらいかかるんならというご質問があったかと思いますが、こうやって基本設計をここでやらせていただくということになりますと、30年度で実施設計に入りたいというふうに考えております。実施設計と用地買収、それぞれの処理をしていって、できれば31年、32年、この2カ年で工事を着手し、32年度末には完成をしたいという基本計画でやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹議員。

○2番（居樹 豊君） 町長、副町長のお話で、かなりこれ今のお答えの中ではもうここまで言われたんで、さっき課長が言った暫定というのは私はこれをあくまで本格的にやるということを暫定的ということと言うたんで、利用頻度じゃなしに。だから、それじゃあ32年度で完工となれば、じゃあそれまでは暫定で佐伯を使おうという考え方ということで理解は間違っていないですね。わかりました。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第54号を総務文教常任委員会及び厚生産業常任委員会並びに和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、議案第54号は、総務文教常任委員会及び厚生産業常任委員会並びに和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで14時15分まで暫時休憩にしたいと思います。

午後2時01分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第55号平成29年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号平成29年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 今回の本荘第2排水機場、これ過去に災害がありまして、防災対策ということでやっていただくことはもう大変結構なことです。

その中で、町の下水道管理のこういう排水機場は、これでほぼ万全だと言うたらおかしいけども、どういう状況かちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 居樹議員のご質問にお答えいたします。

現在、和気町には、初瀬排水機場、本荘第2排水機場、曾根排水機場の3つの内水の排水機場が下水道管理でございます。そのうち初瀬は、昨年までで事業を完了いたしております。本荘につきましては、今年度、来年度で事業実施の予定であります。それから、曾根につきましては、現在全体計画3基中2基が整備されておりますので、当分の間心配ないと思います。

実際、土地の変遷といいまして、宅地化が進むことによって、舗装部分、それからコンクリート部分が増えてまいりますと、今後においてまた新たな追加を必要とする時期が参ると思いますが、当分の間問題ないと考えております。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） わかりました。防災対策ということで、万全をお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第55号及び議案第56号の2件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、議案第55号及び議案第56号の2件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

(日程第9)

○議長(当瀬万享君) 日程第9、今回陳情1件が提出され、これを受理しています。

陳情第2号を会議規則第92条第1項の規定によって、お手元に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

なお、その他の陳情についても、議員控室のファイルに整理しておりますので、ご高覧ください。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

あすは、午前10時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会、その後和気町学校・園再編成整備事業特別委員会を予定しております。ご出席方よろしくお願ひいたします。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午後2時19分 散会

平成29年第5回和気町議会会議録（第7日目）

1. 招集日時 平成29年6月20日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成29年6月20日 午前9時00分開議 午後2時23分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 山本 稔	2番 居 樹 豊	3番 万代 哲 央
4番 山本 泰 正	5番 尾 崎 忠 信	6番 西 中 純 一
7番 広 瀬 正 男	8番 草 加 信 義	9番 安 東 哲 矢
10番 柴 田 淑 子	11番 当 瀬 万 享	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 大 森 直 徳	副 町 長 稲 山 茂
教 育 長 朝 倉 健 作	会 計 管 理 者 鈴 木 健 治
総 務 部 長 竹 中 洋 一	総 合 政 策 監 小 西 哲 史
危機管理室長 新 田 憲 一	ま ち 経 営 課 長 立 石 浩 一
地方創生課長 野 津 浩 之	税 務 課 長 桑 野 昌 紀
民生福祉部長 青 山 孝 明	生 活 環 境 課 長 岡 本 芳 克
健康福祉課長 則 枝 日 出 樹	介 護 保 険 課 長 永 宗 宣 之
産業建設部長 南 博 史	産 業 振 興 課 長 万 代 明
上下水道課長 豊 福 真 治	地 域 審 議 監 大 石 浩 一
事 業 課 長 岡 本 康 彦	教 育 次 長 今 田 好 泰
学校教育課長 藤 原 文 明	社 会 教 育 課 長 山 崎 信 行
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田 村 正 晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 9番 安東哲矢 2. 2番 居樹 豊 3. 6番 西中純一 4. 1番 山本 稔 5. 10番 柴田淑子 6. 4番 山本泰正	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承をお願いします。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いします。

それでは、通告順位に従いまして9番 安東哲矢君に質問を許可します。

9番 安東君。

○9番(安東哲矢君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項は2点ございます。1点目は、空き家撤去対策についてでございます。それから、2点目は乳児のおしめの補助制度はできないかという質問でございます。

まず初めに、空き家撤去対策についてお伺いをいたします。

内容につきましては、本町ではどの程度の空き家があるのか。次に、行政代執行の対象となる空き家はあるのか、いわゆる特定空き家と呼ばれるものです。また、撤去する場合、本町として補助金の制度はあるのか。なければ、ぜひ創設してほしいというような内容でございます。

平成27年5月26日に施行されました国の空家対策特別措置法について、少し触れてみたいと思います。最近のニュースで、古いビルの看板が落下して、実際に大けがにつながったという事件も起こりました。そういうように建物は必ずこれは朽ちていきます。ほかにも、外壁が歩道に落ちて、危うく通行人が被害に遭いそうなケースもございます。個人の持つ空き家が大きなビルと同じ被害をもたらすとは言えませんが、それでも老朽化の結果、付近や周辺に悪影響をもたらす可能性は十分にあります。例えば、次のような点で空き家をもたらす悪影響が懸念をされます。全体が傾いている、仕様の構造の腐食については倒壊による被害が予想されます。また、屋根、外壁の剥離、こういうことについては飛散による被害、それから設備、門、塀の老朽化、これについては脱落や倒壊による被害の悪影響があります。また、浄化槽の破損、汚水の流出、これについては衛生上の影響がございます。また、ごみ等の放置、不法投棄、これは衛生上の影響、そして害獣あるいは害虫の増殖につながってまいります。また、窓ガラスの破損、扉の破損、これについては不法侵入等、犯罪の温床にもなってまいります。また、植栽の不整備については害獣、また害虫の増殖、道路通行上の影響、これらの特徴と悪影響は複合的に発生して、放置される期間が長ければ危険度が増すことを考えると、古い空き家ほど対策が必要となってまいります。

現状でも、空き家問題は重要視されておりますが、今後より一層の対策強化を求められており、空き家の増加が予想されていることが背景にあります。その理由は、少子・高齢化だけではなく、税制などの多方面に関係してまいります。既に人口減少は始まっておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計で、世帯数においても2019年にピークを迎え、徐々に世帯数が減ると見込まれております。世帯が減っても、同時に家が解体されるとは限らず、空き家が残るケースがございます。親が高齢になっても、子供と同居する世帯は少なく、離れ

て暮らす子供が心配になって、また親が自ら子供に負担をかけないように介護施設を利用する例が見られます。高齢化比率が高まるにつれて、親が介護施設に入って実家が空き家になってまいります。建物がある土地は、土地の固定資産税が最大でも6分の1まで優遇されておりますが、逆に考えると、解体するだけで土地の固定資産税が最大4.2倍に増えるのですから、空き家が古くなっても誰も解体しようとはしません。予算が許せば、新しくきれいな家に住みたいのは皆同じですが、売買でも賃貸でも築年数の浅い物件の方がニーズは高くなります。古くなった空き家ほど需要が小さく、活用が限られてしまうので残ってまいります。空き家を解体したからといって、すぐに土地が活用できるはずもなく、解体するとすれば建て替えか、また土地の売買、賃貸するタイミングが普通です。費用をかけてまで解体しないのと固定資産税の関係もあって、なかなか空き家が減ってまいります。木造なら、20年もすれば建物の市場価値はなくなり、土地だけの価値になります。しかも、田舎は土地が安いので、田舎の空き家が持つ市場価値は低く、投資目的の資金が流入しにくいこともあって、空き家が残りやすいと言えます。

空き家には悪影響があり、更に空き家が増えることを考慮すると、国の政策として空き家対策を進める必要性が高まってまいります。そこで、特別措置法を制定して、市町村の空き家対策に法的根拠を与えたわけです。空家対策特別措置法では、具体的に市町村が行う施策までは定めておらず、基本方針を示したにすぎませんが、法律の制度で対策しやすくなったのは確かです。また、空き家の放置を抑制する効果が見込まれております。

条文中明記された空家対策特別措置法の目的は、次のとおりでございます。まず、地域住民の生命、身体、または財産を保障する。次に、地域住民の生活環境の保全を図る。また、空き家等の活用を促進する。そして、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。そして、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与すると。これらの目的を達成するためには、国が基本方針を策定し、市町村が空家等対策計画の作成のほか、空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めるとされております。空家対策特別措置法が施行されたからといって、すぐに全国の空き家を一斉に強制撤去する強政策がとられるようなことはありません。空き家も所有者の財産であり、勝手に撤去することは財産権の侵害になるからです。

では、市町村は空き家対策として一体何を始めるのでしょうか。市町村が何をやるにしても、まずは行政区域における空き家の現状を確認しなければ、対策や措置を講じることもできないのは言うまでもありません。そのため、市町村が最初に行うのは空き家の所在と所有者の把握で、そのために必要な調査や情報の提供を求めることができると規定をされております。その上で、市町村は対策が必要な空き家を選別することになり、所有者に対して適切な管理を促進するため、情報の提供や助言、その他必要な援助を行います。そして、特に対策が必要な特定空き家等にみなされると措置が講じられます。空家対策特別措置法では、著しく保安上の危機となるおそれがある空き家、著しく衛生上有害となるおそれがある空き家について、強制的に対処できる規定が設けられました。しかし、強制対処はいきなり行われるのではなく、段階的な手順を踏みます。最初に行われるのは、除去、修理、立ち木伐採等の助言、または指導です。助言や指導を受けても改善しなければ、猶予期間をつけて改善するように勧告します。ところが、勧告の対象となると、固定資産税の特例対象から除外されます。つまり、助言や指導の時点でイエローカードが出されていると思わなくてはなりません。勧告にも従わないと徐々に重くなり、猶予期間をつけて改善命令が出されます。命令の猶予期限を過ぎても改善を完了できないと、いよいよ強制対処の対象になります。そこで、気をつけなくてはならないのは、命令を受けて改善に着手すればよいのではなく、猶予期間までに改善を完了しなければなりません。改善命令を無視した場合、改善に着手しても不十分な場合、改善が猶予期限までに完了の見込みがない場合のいずれでも市町村は強制対処が可能になります。特定空き家等に対する市町村の改善勧告があると、土地に対する固定資産税の特例、優遇措置から除外され、土地の固定資産税が最大で約4.2倍にも増額をされます。

空家対策特別措置法では、空き家等の定義を居住、その他の使用がなされていないことが常態である建築物と

その敷地としております。まず、特定空き家等というのは、どういう定義があるのかといいますと、まずそのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、その次にそのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、そして適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、それからその他周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態、こういう状態の空き家を特定空き家等と定義をされております。

最後に、空家対策特別措置法について、世間で誤解されてるように空家対策特別措置法イコール強制撤去ではありません。特定空き家等の判断やその措置は、市町村がどのような基準で判断するか依存します。同じ程度の空き家でも、その危険度や周辺の生活環境に与える影響がなければ、必然的に自治体がとるべき措置や優遇制度が変わってまいります。なぜなら、市町村が空き家の所有者に対して適切な管理を促進するための情報提供、助言等を行うことは法律で努力規定が定められているからであります。自分の空き家がどの状態になるのか、行政に判断を任せることで、今後すべきことや将来どうなるかを的確に聞けますから、その上で対応を検討すべきであると思います。このような少し特別措置法のことについて若干説明をさせていただきました。このことから、先ほどの質問に対する答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

それでは、安東議員の空き家撤去対策についてのご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、1点目の本町ではどの程度の空き家があるのかのご質問でございます。町におきまして、平成26年度に空き家の現状把握と利活用を目的に行った空き家調査では、町内全域で583戸の空き家が確認されております。内訳でございますが、和気地域が334戸、佐伯地域が249戸でございます。調査後、2年程度経過しておりますので、更に戸数が増えていると考えられております。

次に、行政代執行の対象となる空き家はあるのかのご質問でございますが、先ほども安東議員の方からご紹介いただきましたが、平成27年5月26日に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家法でございます。これにより、全国的に空き家政策の取り組みが始まっているところでございます。同法では、適正な管理ができていない空き家に対して、固定資産税の特例措置の除外や行政代執行等の厳しい行政処分が可能となっており、住民の理解や感情を考慮し、和気町では早急な町条例の制定等を見送っております。したがって、行政代執行の対象となる空き家、いわゆる危険空き家、特定空き家の指定は行っていないため、行政代執行の対象となる空き家の指定は現在ございません。

なお、空家法に規定される特定空き家の定義につきましては、先ほどご紹介いただきましたので省略いたしますが、4点ございました。この4点のいずれかに該当するものが条件でございます。

次に、これもご紹介いただきましたが、代執行を行う条件といたしまして、危険空き家に指定された後に段階的に助言、指導、勧告、命令に移行したにもかかわらず、所有者が措置を講じない場合に行政代執行を行うことができます。

なお、平成28年10月1日現在で、全国で代執行を行った実績が22件ございます。なお、岡山県では実績はございません。ゼロ件でございます。また、全国的に代執行をした場合、費用の回収がなかなかできていないというような課題があるように聞いております。

次に、撤去する場合、本町として補助金の制度はあるのか。なければ、創設してほしいとのご質問でございますが、本町の適正な管理ができていないと思われる空き家に関する相談は、空家法が制定されました平成27年度が4件、平成28年度が2件、本年度1件であり、当面の適正な管理が行われていない空き家の対応につきましては地元区と協力し、空き家所有者と管理について交渉を行っていくことで当面問題は少ないと考えております。

したがって、本町では撤去費用を補助する制度は設けておりませんが、今後も空き家が増加していくことが考えられますので、撤去に伴う補助制度につきましては、空き家所有者に適切な管理を促進する観点から、有効であるとは理解しておりますので、今後町条例の制定等とあわせて検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） ありがとうございます。

先ほど、たしか27年で4件、28年で1件と言われたのは、非常に危険な家という意味ですかね。この5件について、きちっと連絡がいつでもとれるという状態にあるのかどうかですね。

それから、さっき税務課長にも聞いたんですけど、一般的な家で固定資産税は約どれくらいですかね。もし、解体した場合、約4.2倍という数字が出ておりますが、実際どれくらいになるのか。また、解体する場合、これも一般的な2階建てぐらいである場合の費用はどれくらいかかるのかについて。それからもう一点、この1年間で自力で解体した家はどれくらいあるのかという辺について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼します。

それでは、4点ほど質問があったように思いますが、相談件数に対する対応などでございますが、危険空き家ということで、住民の方または区長等が相談にお見えになっております。それで、都市建設課の方で窓口で内容をお聞きいたしまして、区長なりと共同で空き家の持ち主の方とお話をしながら、解体を促すというような活動をしておりまして、何件かは解体をしたという実績はございますが、ちょっと今手元に資料がございませんので、確かな件数はお答えできませんが、そのことによりまして解体を行ったという実績はございます。

それから、税につきましてはちょっと私の方で資料がございませんので、ちょっとお答えができません。申しわけございません。

それから、解体費用につきましては、もう家屋の内容によりまして、かなり差がございますので参考で言いますと、宮田の町営住宅が火災があったときにあの1棟を倒しましたが、あれが350万円ほどかかっておりますので、ご参考にさせていただければと思います。

それから、実際家屋を解体した事例でございますが、これは課税資料によるんですけど、平成26年度が84棟、27年度が71棟、28年度が70棟でございます。これ、敷地内には倉庫や車庫やいろいろありますので、若干数が多目に出ていると思います。この中に、当然建て替えも含まれますので、空き家が幾ら含まれているかというのはちょっと不明でございます。

○議長（当瀬万享君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） それでは、ちょっと中国地方の関係のことについてお話しさせていただきたいと思っております。

中国地方の管内では、大体空き家の数というのが全国的には大体13.5%だそうです。岡山県が15.8%ということで、全国平均よりも岡山県は多いというデータが出ております。それから、倒壊した場合の補助金ですが、大体岡山県では岡山市、倉敷市、近くでは備前市、勝央町、美咲町とほぼ大体50万円ぐらいの補助金をどの自治体も出しているみたいです。中国管内、ほかのところでは多いところでは境港市なんかは120万円ですかね。それから、湯梨浜町120万円、それから広島県の世羅町が100万円と、だから田舎へ行くほどちょっと多いかなという気がするんですけど、それだけ古い家も多いということのあかしもわかりません。

さっき、行政代執行の話が出ましたが、これ中国地方でもここ1年間ぐらいでは2件しか、鳥取市と山口県しかどうも代執行したケースはないということです。理由は、費用の負担と公平感の問題があるということをお言

れております。宇部市の場合は、特措法で強制撤去で回収できない費用を国が支援する内容も盛り込んでほしかったということで、実際130万円かけて行ったわけですが、持ち主に資産がなく、これも市が負担をしたところというケースもあるということでございます。

そういうことで、和気町もぜひ空き家撤去に関する条例、それからあわせて補助金、これもつくればもう少し撤去しようかなという方もできてくるかもわかりませんが、そこらあたりぜひお願いしたいなというように思います。

ちょっと町長の方から最後、そこら辺のことについてお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 今の状況については、部長の方から申し上げましたが、まだまだ和気町の場合、その実態の調査が十分確実なところできてないという部分もございます。今のところ、ないという状況なんですけど、今後においてはまだまだ人が住んでないという家のあたりの問題もありますので、これから自治体の対応としては本当に厳しい状況ではございますが、現在何とか皆さんの協力を得ながら、空き家は増加していくことに対応していかなくちゃいけないというように思っておりますが、近隣の動向も十分踏まえながら、補助制度の創設等を検討していくということについても、これから実態を十分把握しながら、補助金制度で本当にそれが処理できていけるのかどうか、やはり家屋とかそういった問題、土地等の絡みがあって、相続等の問題もございますので、そこら辺がこれから国などの法的措置が権限がどこまで処理ができる権限が与えられてくるのかという、この辺も十分これからの見通しを把握しながら、適切な処理ができるように、所有権の放棄が近隣に被害をこうむるならば、そういったことができるような法的なものがこれから確保されれば、行政としても手を出して処理ができていけるようなところも可能になってくるかと思っておりますので、今後の状況を十分把握しながら、これからの空き家対策を進めてまいりたいというように考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） ありがとうございます。それでは、2点目に移りたいと思います。

2点目は、乳児のおしめの補助制度ができないかという質問でございます。内容は、去年の出生数、実施している自治体の状況、それから1人当たりの年間費用、この3点の質問でございます。

今回、私がなぜこのような質問をしたかと言いますと、実はうちの娘がこの3月に子供ができて、今岡山市の方に住んでんですが、いろいろ話を聞くと、どうも毎月おしめ、あるいはおしめに関するものを含めて5,000円以上どうも要るらしいですね。僕は余り認識がなかったんですけど、それを聞いて、これはやっぱりちょっとおしめに何とか子育て支援の観点からも助成をしていかにやいけんのかなあということで、今回こういう質問をさせていただきました。

私も、少し調べたんですが、大体おしめが平均すると1枚約30円ですかね。少なくとも、最低5回は替えると思うんですね。ですから、1日に150円掛ける30日ということで、月に約4,000円かかります。それに関するお尻拭きとか、これも入れますと、やはり月に5,000円以上はどうしても出費が出るということでございます。うちの娘に聞いた話では、岡山市はおしめの助成はありませんが、その代わりに2歳くらいまでごみ袋が無料で、やっぱりおしめが相当出ますから袋も相当要りますので、ごみ袋は無料にしているのを聞きました。新しい町民の出生を祝福して、誰もが安心して子供を産み育てることができる環境を整備していく少子化対策及び子育て生活支援を図ることを目的として、乳幼児のおむつの購入助成をぜひお願いしたいというように思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） それでは、安東議員の乳児のおしめの補助制度の導入について答弁したいと

思います。

まず初めに、和気町の出生率につきましては、平成26年度の出生数66人、率でいきますと4.5%、27年度が68人の4.8%、28年度が72人の4.9%であると把握いたしております。

次に、乳児のおしめの補助制度を実施している自治体につきましては、岡山県内では鏡野町のみで、鏡野町では平成20年度からおむつ購入費助成事業を実施しております。内容につきましては、町内に住所を有するゼロ歳から1歳未満の乳児の保護者を対象に、乳児1人につき月額4,000円を限度に支給されております。鏡野町の年間出生者数は、約100人であることから、町の負担を試算いたしますと、年間約480万円程度と見込まれるものであります。

次に、1人当たりの年間おしめ費用につきましてはありますが、先ほど安東議員からも試算を述べられましたが、新生児のころと1歳間際になる赤ちゃんとはおむつ替えの頻度も大分変わってくるため、平均いたしますと、1日当たり、議員は5枚程度と説明されましたが、約10枚程度の使用となっております。なお、おむつ1枚当たりの単価、議員は30円程度と言いましたが、約15円程度で見込んでおまして、またそれに対しまして、お尻拭きもおむつ替えにあわせて必ず2枚程度は使用となっておりますことから、お尻拭きにつきましても、年間約7,300枚程度の使用を見込まれています。これによりまして、全体的な費用を試算しますと、紙おむつに年間約5万5,000円、お尻拭きに約8,500円、合計で年間6万3,500円となり、ひと月当たりでは約5,300円程度の試算となるものであります。こういった状況の中、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子供を産み育てる環境をつくるために、妊娠期から出産、育児、そして教育につながる諸施策の充実に努める中、これから和気町において子供を産み育てる保護者が求めるニーズを十分に把握しながら、乳児のおしめ助成制度もその一つとして調査研究してまいりたいと思います。

新生児保護者家庭への訪問時や乳児健診、育児相談等において、出生後の育児期での助成制度がよいのか、就学前あるいは就学後の時期に合わせた助成制度が効果的なのかなど、乳児が使用のおむつ等の購入費助成制度も含めて、子育て支援の一環として検討してまいりたいと思います。また、おしめ助成を実施する場合、支給限度額や助成時期、そして助成方法などもあわせて検討してまいりたいと思います。

例えば、和気町の場合、月額4,000円で助成しますと、出生児から1歳未満までの助成として年間約70人の出生者数を見込み、336万円程度の町負担となります。このため、充当すべき財源につきましても、財政局との協議を行いながら、将来にわたって和気町において子供たちを育む体制づくりに努める中、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） 答弁ありがとうございます。

おしめ、1枚当たりの単価、僕がたしか30円と言ったんですけど、課長は15円だということなんで、ちょっとそれは高かったんでしょう、私が調べたのは。ちょっと高級なおしめだったのかもわかりません。

ちなみに、ちょっとこれは通告はしてないんですけど、高齢者の場合も今おしめの助成がたしかあると思うんですけど、ちょっとわかれば高齢者の方、要介護の方のおしめの助成がどうなっとんかというのはわかればお聞きしたいなあと思うんですが、わかればいいです。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 則枝君。

○健康福祉課長（則枝日出樹君） 寝たきりであるとか、要介護度に合わせて町の社協の方で助成制度を設けていると思います。月額当たりの限度額等については、ちょっと手元に資料がないので把握しておりませんが、町社協では制度を設けて対象者に支給しているはずでございます。

○議長（当瀬万享君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） ちょっとまた後で調べてください。お願いします。

それから、今岡山県では鏡野町だけということだったんですけど、全国では結構いろんなところでこの助成制度をやっとなですよね。現金で年間6万円とか、そういうところもあるし、おしめ券という券を発行してやるところもあります。いろんな様々なやり方をやっております。大体2歳未満ぐらいですか、おしめがとれるのが、データの的には大体2歳ぐらいでおしめがとれるというのが60%ですね。1歳が約6%、3歳が34%、4歳になると、もう1%ということで、やっぱり2歳ぐらい、ですから補助制度をこれから創設するということになれば、2歳未満というぐらいなことをお願いできたらなあというように思います。できるだけ、そういう子育て、今後も大変だと思いますので、ぜひ創設の方をよろしくお願ひしたいというように思います。

空き家対策、空き家を倒す場合の費用については、できるだけ早く補助金、それからまた条例、これを早く制定をしていただければなあというように思います。今後、恐らくますますこの空き家が、今五百数軒でしたか、空き家があるということですが、更に今後増えてくるのはもう間違いありません。ときが重ねれば重ねるほど、だんだんと当然古くなってきますので、倒壊しかける家が増えてくるというのは間違いありませんので、これは早急に対応していただきたいというように思います。

それから、おしめ助成については、少しでも子育て世代の負担を緩和するということも含めて、早急にできれば来年度4月からの実施に向けて検討していただければなあというように思いますので、よろしくお願ひをいたします。ご答弁大変ありがとうございました。

以上で一般質問は終了いたします。

○議長（当瀬万享君） これで安東哲矢君の一般質問を終わります。

次に、2番 居樹 豊君に質問を許可します。

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） それでは、時間の関係がありますので、今回は3問させていただきます。

まず1問、早速ですけども中身に入りたいと思います。

1問は、和気閑谷高校の魅力化の成果と今後の課題ということで、今までいろいろやられてますのは十分承知しております。その辺につきましての成果の部分と今後の課題、この辺を中心にご回答を願ひたいと思っております。細かい質問要旨はここに書いておるとおりでございます。

地域おこし協力隊の活動に対する生徒の受け取り方というのは、これはなぜかという、実際空回りはしてないと思うんだけど、その辺の成果の度合いといいますか、これはやっぱり生徒と先生方とうまくリンクしてないとなかなか成果もわからんと思うんで、その辺の感触、把握してると思いますので。

それから、外部専門家なんかの今までやってみて、和気高に対する問題意識、どういうことかというのを情報把握されとると思いますので、その辺も含めて。

それから、今後の支援体制、これはやっぱり教育というのは一朝一夕にはできませんので、これからいろんな形で継続して長い期間での位置づけということでございます。そういうことの中で、今回和気町においては皆さんご承知のように、まち・ひと・しごとの総合戦略の中で、優先施策ということで小・中・高ということで、これの魅力化ということで、いろんな場面を使って特徴的には英語特区の導入、公営塾の運営、放課後学習等々、相当力を入れてやられとるとということで、マスコミ等にも取り上げられ、和気の知名度、それもあわせて上がるとと思います。

あえて、ここで高校教育というのは、やっぱりまちづくりの中での義務教育と違って高校教育のいろんな影響度、ウェートが大きいということに着目して、特に高校ということで考え方をお聞きしたいということでございます。

これから、当然高校の場合は皆さんお考えでしょうけども、これ5年後、10年後の高校の再編というのも当

然頭に入れてやらにゃいけんことであって、その辺をどういう見通しを立ててやってるのかというようなことをお聞きしたいと思つとることでございます。

それから、あえて補足ですけども、和気高の場合、先般の立志式での後の記念講演で校長先生のお話がございましたけども、たしか町長もお聞きになったと、パワーポイントでやってましたけども、やっぱり私の感じでは、校長先生は相当熱意もありということの関係で、多分和気高の場合は個々にはわかりませんが、先生と校長先生の意思疎通といいますか、これは相当内部的にはよくやられとんだなあという、あれだけの記念講演でしたけども、熱意というものが十分に感じられました。そういうことで、それにあわせて地域おこし協力隊ということで、相当支援体制を強化されてますので、成果は上がつとると思います。そういう面で、少しわかりやすく、この教育の成果を数値目標というのは難しいかもわかりませんが、その辺をあわせて回答していただければということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） 居樹議員のご質問にお答えいたします。

本年度4月より、社会教育課が担当となりましたので、通告書には地方創生課長と書いてございますが、社会教育課の方で対応させていただきたいと思つとります。

それでは、和気閑谷高校の魅力化の成果と今後の課題についてでございます。

まず1点目、地域おこし協力隊の活動に対する生徒の受け取り方はどうかということでございます。

地域が抱える様々な課題の解決に向けた地域対応力を育てるため、地域課題学習を普通科高校でも教育課程に取り組み、実践する動きが全国で始まってございます。

和気町では、平成26年度から岡山県立和気閑谷高校へ地域おこし協力隊の派遣を開始し、4年目を迎えた現在では地域おこし協力隊2名、地域おこし企業人1名を常駐で派遣し、外部専門家1名を定期的に派遣しております。

和気閑谷高校では、総合学習の時間を活用し、1年、3年生は週に1時間、2年生は週に2時間、和気町内でフィールドワークや就業体験などを授業の一環として行う閑谷學を実施しています。商店街の活性化や空き家問題など地域課題をグループで調査し、解決策を提案する授業を行い、3年次では卒業研究に取り組み、毎年3月には住民らを招いて発表会も行っております。この総合的な学習の時間を使って実施している閑谷學の実施においては、町が採用して高校に派遣している地域おこし協力隊の献身的な取り組みが実施されているのが大きな特徴であります。

これまでの生徒の受け取り方の成果としては、まず1番目に入学者数の減少に歯止めをかけました。2番目、大学への進学意識が高まりました。3番目、生徒の自己肯定感が高まったことなど、地域おこし協力隊がかかわる閑谷學の課題解決学習により、生徒自身も自治体や地域住民とのかかわりが増え、自ら学ぶ力を徐々にではありますが、つけてきている感じがあります。このことについては、高校やその生徒、地域住民との調査役を積極的に担っている地域おこし協力隊の活躍が大きく影響しているものと思われまふ。

次に、2点目でございます。

和気閑谷高校に対する外部専門家等の問題意識はどうかということでございますが、和気閑谷高校は地域おこし協力隊以外にも、外部からの専門家等の派遣も行っています。高校外部から和気閑谷高校の魅力化にかかわっている人々の問題意識として、教員の多忙感慢性化し、進学、就職の対応も厳しい状況にあります。高校魅力化プロジェクトで、地域の未来をつくる人材を育てるカリキュラムである地域学などの取り組みについては、外部の人材がサポートするのも有効な手段であると考えまふ。

日本の中でも、とりわけ中山間地域は日本全体が20、30年後に抱える少子・高齢化といった課題に直面している課題先進地域であります。地域学では、高校生が課題先進地域で生きる住民の生の話を聞き、産業振興や

生活上の課題解決策を考えていきます。地域を学びの場にすることで、社会課題を自分事として捉えるようになります。人口減少といった社会が抱える課題については、個別の組織で対応できるほど単純な問題ではありません。行政、高校、地域住民、外部人材がかかわり合い、地域学のプロジェクトを進めることで、お互いにそれぞれの課題を解決できると考えております。

3番目といたしまして、今後の支援体制をどのように考えているのかということをございます。和気町は、JR山陽線で岡山市中心部の岡山駅まで約30分といった便利さで、高校進学を境に岡山市方面に流れる子供が多く、地元中学校から和気閑谷高校への進学率は25%程度にとどまっています。ふるさとの担い手が町から離れ続ければ地域は空洞化する、和気を思い、和気で活躍したいと思える子供を育てなければいけないという和気閑谷高校の香山校長の先日の新聞紙上での発言にもありますように、地元県立高校と協力関係をつくりながら、地域を巻き込んで産業振興や生活向上の課題解決策を考えていく地域学を進めていくことが重要であると考えます。そのためにも、これまで培ってきた総務省の人材活用事業である地域おこし協力隊や地域おこし企業人、また外部専門家からの人材を活用し、岡山県や地元高校と連携し、引き続き人的な支援体制を続けていきたいと考えております。

以上、居樹議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 概略をお聞きしまして、成果の方も入学者の歯止めとか、いろいろ成果が出ているということで、私も十分その辺を把握してなかったもので、わかりました。

それから、今後の支援体制ということで、これも永続的に続けていくというご発言ですので、これは必ずきちと高校はこれから大きなまちづくりにおいての、私は教育というよりも、学校の存在が大きくまちづくりに影響するという観点から、地方創生の方の範疇かなと思ったもので、教育そのものというよりもという形で質問させていただきました。そういう意味で、町長、最後に和気町まちづくりと和気高との関連といたしますか、僕はそういう面では町長もちろんされとると思いますけども、やっぱり教育者の、特に高校なんかとの年間の意思疎通といたしますか、そういうことはされてるのか、それを含めて今後の考え方があれば述べてもらいたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 和気閑谷高校の支援でございますが、県下で単町にあるのは矢掛町とそれから勝央町と、和気町は単独とは言いながら、和気町の町内にあるとは言いながら、学区は備前、赤磐、和気という一つのエリアでございますので、金銭的な支援は行政的に和気町が金を生で出すということはなかなか行政手法の中では難しい状況です。しかし、行政でできる協力隊、そして外部専門員とかいろいろな形で支援をしていかなきゃ、和気閑谷高校の再生はないという、特に今回校長が新しくかわってまいりまして、本当に熱意を持って3年間でぜひある程度体制を整えるということでやってきたんですが、3年ではやれないんで、本来ならばもう転勤なんですが、校長とすれば自分の身分を保留しながら、当然出ていけば岡山5校の校長になれる地位でございます。それを和気閑谷高校の再生にかけてやるので、行政としてできるだけ支援してほしいという申し入れがありました。それで、あと2年ぐらいはやっていただけるんだというように思っておりますが、その中で今回新しい取り組みとすれば、全国募集をやることにしました。これは、岡山県の高校の再編の検討委員会の中で、全県下で初めて和気閑谷高校、普通科が2クラス、それからキャリア探求科が1クラスの学校とすれば県下最小の学校でございます。その中で、全国募集をさせてほしいという申し入れをいたしておりました。それは、知事との懇談会、そして教育長との懇談会等もございまして、申し入れもしながらしてきたわけですが、30年度から5%枠ということで、普通科が80人ですから4人、そしてキャリア探求科が40人ですので2人ということで、計6人を全国募集ができるようになってまいりました。

ただ、この中で一つ問題があるのは、本当に全国募集をかけて全国から和気閑谷高校へ来るのかという中で、今まで和気から上郡へかなり、以前は上郡高校へ行ってたので、兵庫県から入ってきてくれることがこれからの中で考えられないかなあというのが先般校長との話の中でありました。それから、町内の子供というよりはお孫さんが町外へ出ている、その人たちが自分の孫をおじいちゃんおばあちゃんのところから和気閑谷高校へ通わず、そういった受験方法で6人を確保しないと、岡山県へ申し入れております新しい改革方法の制度が成果が上がらなければ、これはもう次はなくなると思うんです。ですから、ぜひ6人、10人ないしぐらいな応募があつて6人が確保できる、それが全体の中の80人と40人、120人の生徒の中での活力になるということをしてぜひやっていきたいというのが今回の全国募集でございます。そして、それには和気町が宿舍の支援、そして孫になればそれは家庭があつて、そこからおじいちゃんおばあちゃんのところから通える場合もありますが、全く単独で来る場合は和気町が宿舍を確保しながら、それを通わせる、そして炊事ができる人を雇いながら場所を確保すると、そういったことも必要でございます。高校とすれば、ぜひ行政としてそういった支援もお願いしたいというように言われておりますので、そういったことも考えながらやっていく。

ただ、先ほどから居樹議員が和気閑谷高校の活力と言われますが、昭和30年代ぐらいまではかなり岡山県でも一二の高校でございました。しかし、男女関係の問題、桃色事件があつて、校長が亡くなった。それから、もう県下最低の邑久高校と和気高校が県下の最低の一二を争っている状況が続いてきましたので、それを再生するのが現在再生に向けているわけなんです。本当に厳しい、中学校から和気閑谷高校へ入るのは20番、30番は岡山県の5%へ出ていたり、近隣の高校へ出ていきますけれども、約30番から50番ぐらいは和気閑谷高校へ来るというのがかなりな流れであつたんですが、今はもう50番ぐらいまでは岡山へ出てしまいます。ですから、50番以降が和気閑谷高校へ来るという、これはもう岡山の中で和気、それから備前、赤磐の全体的な傾向でございますので、この中で今、山崎課長が申し上げましたような活力を入れながら、和気閑谷高校のレベルを上げながら、これから和気閑谷高校への応募が今はもう大体100%を超えるぐらいな応募になってまいりました。ですから、ぜひ中学校から和気閑谷高校へ備前、それから赤磐、和気というそれぞれの町が中学校から和気閑谷高校へ、それこそ30番ぐらいまでは岡山県のどこかへ出るかもしれませんが、それ以降が和気閑谷高校へ入ってくる。もう50番以降の人が和気閑谷高校で活力を入れながらやっていこうというのは、至難のわざでございます。ですから、30番から50番以内の間の方がぜひ和気閑谷高校へ入ってくる、そういった体制づくりをしなければ、なかなか和気閑谷高校の再生はないというように考えております。校長もそういう考え方を持っています。先般も同窓会の会議で申し上げましたが、校長もぜひもう1年か2年頑張りたいというように言っていますので、ぜひ皆さんの力も貸していただきたいというように思います。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） それでは、時間の関係がありまして、2番目に入りたいと思います。

2番は、これは議論というよりも、要請といいますか、的確な回答をお願いしたいと思っております。2番は、国道374、和気町の中の幹線の大動脈ですけれども、これの結論的には信号機の設置ということで、ここに書いておりますように、設置場所をお願いしたい場所の交通事故の現況、発生状況、それから交通量の動静、こういうものをどういふように町として把握しとんのかということをもとにそれをお聞きしたいと思っております。

それから、そういうものを受けて、あそこの場所への信号機の設置の必要性についての認識を聞きたいということでございます。ご承知のように、和気町の場合は今和気の南北と言いましても、南口を中心とした発展ということで、これから恒久的にそういう流れは変わらないと思います。そうすれば、当然のことながら、交通量の増加ということで、事故の件数も増加することは、もうこれは明らかでございます。まして、今のところまだ大きな死亡事故というのは余り私もあるんですけども、やはり交通行政の方は警察の方の関係ですけれども、やはり重大事故、死亡事故でもない、なかなか信号機設置というのは難しいというような、そんなものは内規はないん

でしょうけども、そういう傾向がありますんで、それも踏まえて当然事故の未然防止ということで、全て今は病気で何でも未然防止ということですので、あらかじめあってから後手でなしに前もってということを強く行政として管轄の署に働きかけをしたらどうかという考えでございます。

今、中心市街地、セブンから行きますと、セブンのとこのコンビニのところに1つあって、それから駅の出口にありまして、それからビッグに入るところ、これでローソンで行けば約1キロ、表と入り口と両方で信号機が待ち構えとるということで、それから多少余談になりますけども、最近事故が多いということも含めて、備前市のパトカーがもうほとんど毎日体育館に隠れて取り締まり強化ということをされてます。これもやり方がありますけども、交通行政、特にこの場合は交通の場合はソフト事業、啓もう、違反しないようにしましょうというのはあるけども、これはある程度ハード事業、もう信号機できちっと、例えば私が今考えとんのは、あそこで直進車、これはもう大動脈ですから24時間青と、その後の交差点の方を赤信号の点滅ということで、あそこに感知式で止めると、これは向こうからおりてきて危ない。追突事故等も予想されるんで、そういう形のシステムは幾らでもできますんで、それはもう専門家に委ねてということですけども、要は大きな事故がこれからもう想定されますんで、この幹線はこの地域は、車の交通量は絶対数はこれからますます増えると思いますんで、ましてこれから和気町の場合は、これ余談のこと言いますけども、地方が持続可能な町にするための3つのネットワークというんが本を読みようたらあったんですけども、まず1つは、3つの中の道路ネットワーク、これはやっぱり大事だということですけども、和気町の場合はおかげなことで道路ネットワークはまずまず、それから2つ目が高速インターネットワーク、これも和気町の場合はおかげなことであります。これはネットワーク、高速インターはなぜかというたら、東京におっても和気におっても同じような仕事ができるということで、散居というんが散らばって和気に住んでもまちにおるような仕事ができるということの必要性ということのネットワークがいると。それからもう一つは、物流ネットワーク、これが和気町の場合は3つのネットワークで物流ネットワークはちょっと今ありません。これ、当然今町の方でも考えられとると思いますけども、山陽インターという場所がありますんで、これをもう少し生かし切れてないということももう皆さんご承知のとおりだと思います。そういう意味で、この3つの、ただこれを物流ネットワークなんか、これまた行くと、まさしくまだまだこれから交通量が増えます。そういう意味で、先を見て、もう信号ぐらいは、予算的なことは別にしまして、私きのうちちょっとあるとこで聞いたんですけども、通常の信号というのは意外とお金はむちゃくちゃかからんと、僕は億単位の金か思うたら、1基というんか、1設やると2、500万円ほどでできるというようなことを聞いておりますけども、これは予算のことは余談ですけども、働きかけによっては実現可能だと思います。

それから、ちなみに半年ほどになりますけども、駅の正面の感知式の信号機が木村屋のパン屋のところにありますけども、あれはあの程度でしたから、私はたまたま同僚というんか、友人知人とごだごだ一杯飲みようたときに出たので、居樹、おめえあその信号を感知式にせえというて言われて、備前署に固有名詞で言うていったんですけども、これは何とかあの程度ですから、感知式は皆さんあそこご存じですけども、あれは設置できました。しかし、今回この問題はちょっと大きいんで、私の手には負えんで、これは行政として交通行政の一環として、ぜひ前向きに検討というか、もう即やるぐらいの気持ちでやっていただければと思っております。そういうことで、危機管理の方では交通行政の中で、交通安全週間等のイベント等をやっておりますけども、やっぱりハード事業も大事ですので、そこをちょっとその辺の考え方をお聞きしたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

居樹議員の国道374号、ローソン和気店前への信号機の設置についてというご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問の中にございました和気町内の交通事故の発生状況でございますが、人身事故の状況で町全体で

平成26年55件、平成27年は34件、平成28年は24件と減少傾向にあります。人口当たりの発生率というのがございまして、それを見ましても、平成27年で人口1万人当たり23.12という数字でございまして、これは岡山県下の平均54.79を下回る数値となっております。岡山県下27市町村の中では、22番目という数字でございまして。

それから、福富地内のローソン前の交差点における交通事故の件数でございまして、これは人身事故、物損事故で平成26年とそれから平成27年はそれぞれ4件、平成28年は1件発生をしております。事故の特徴でございまして、近年3年間に発生した事故9件のうち、7件が追突事故でございまして。

和気町内の交通事故多発地点ということでございまして、これは和気橋の東詰、西詰、それから金剛橋の東詰、あと原地内の県道岡山赤穂線あたりとなっております。

それから、国道374号の交通量でございまして、これは道路交通センサスという調査を5年に1度行っておりまして、このあたりは和気町内で2番目に交通量の多い地点でございまして。ちなみに、一番多いのは谷尾食糧の前のあたりの地点でございまして。24時間の上下線の交通量は、衣笠地内のハッピーマートのあたりで、平成17年が1万857台、平成22年が1万235台、平成27年は9,618台で、こちらも交通量としては減少の傾向にございまして。国道374号の交通量は減少しておりますが、ここの交差点を通過する車両は、和気西踏切の改良や道路の拡幅等により、今でも多くの車両が通行をしております。

信号機の設置につきましては、公安委員会が可否を判断いたしまして、岡山県下で設置に係る優先順位により、実現する流れとなります。道路の新設、それから改良、工業団地や住宅団地の造成、それから大規模店舗の進出等により、交通量が大幅に増加して危険度が増す地点から優先的に設置するために、この地点への信号機の設置は非常に難しいというふうに思われます。町といたしましては、地元から要望を受けまして、平成27年度にこの交差点の信号の設置要望について備前警察署と協議を行いましたが、和気橋方面から急な下り坂であるために、かえって危険であること、それから体育館の駐車場からの出入りの通路を含めると、あそこの交差点が5差路になり、出入りがかえって難しくなること、仮に信号機を設置すると、福富の交差点の信号機から400メートルの間に3基の信号機が連続することなど指摘されて見送った経緯がございまして。今後も引き続き、交通危険箇所における事故数の減少に向けて注意喚起等を町として行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） これ、副町長に考え方を聞こうと思いましたが、時間がございませんので、概略はわかりましたけども、何とか27年にやったということですけども、私も備前署には事前に今回のことについては交通の方への話をしております。個人的にも動かさせていただきますけども、やはり行政の力は強いんで、ぜひとも副町長、最後一言、もう時間がありませんので、一言で結構です。

○議長（当瀬万享君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） どうしてもということで、信号機の設置が必要だということで、今後地元の区長と再度協議をしながら、そういう関係者へ地道にですよ、地道に要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） それじゃ引き続き、3点目ですけども、にこにこ園の運営等についてということで、ご承知のように今年の4月から幼・保一体型ということでございまして、その辺の運営等についての問題点、現状どういう状況かということで、まずその考え方、その所期の目的の達成状況といえますか、まだ4、5、6月、3カ月ほどですから、ただその辺の現状把握をどの程度、例えば保護者等との懇談等含めて、どこまで現実の現

場の生の声を把握されとんかということを中心にということとお聞きしたいと思います。

それで、ここに質問要旨ありますけども、幼・保一体型の保育サービスの充実という、私らは建物はハード面は建物のよしあしは別にして立派な建物ができたと、ハード面はまず文句はないと思うんですけども、ソフト面という面で、たしかこれ統廃合関係でも余り養育の中身の、私の聞き違いかもわからんけど、どういうことに主観を置いとんかということの、私らは単純に養育、保育サービスがかなりよくなるんだなあという感覚でおったんですけど、その辺も含めて、ここに書いとるのはそういう意味合いでございます。

それから、現実には細かい話になりますけども、今幼稚園に通われている方については、子供の1号認定、2号認定、3号認定というかなり細かい認定がありまして、ちなみに1号認定というたら、幼稚園籍でございます。今、146人と、2号というのは保育園籍の方、127名、3号認定というのは3歳未満の129名ということで、トータル402名がおられるんですけども、その辺の今現在私の把握ではどうも保育園籍と幼稚園籍の有利不利というたらおかしいですけども、保護者から見たときに、私がどうこうというんじゃないし、そういうことがあるやに聞いておりますんで、その辺を把握してるのか、全くそんなことはありませんというのか、その辺を含めて考え方をお聞きしたいと思っております。

それで、その辺も含めて、これ見直しとなると、やはり今回のあれに当たって料金体系、保育園の場合、所得区分でありますけども、その辺は6,200円の一律軽減をしましたが、中身は特に、もう一律保育園も幼稚園もという形ですけども、その辺の中身の検討をされたのかどうか、それも含めてお知らせ願いたいと思っております。

それから、これスタートしてまだ4月からですけど、聞きますと、一体化に伴う保護者の説明はされたんでしょうけども、どうももう一つしっくりいってないというようなことをお聞きすんで、わざわざ保護者の方が私らの方へ言うてこられることは何かやっぱりあるのかなというので、そういうことを含めてお聞きしたいと思っております。

それから、皆さんご承知のように、幼稚園と大きな差異はあれですけども、幼稚園の場合は月曜から金曜と、それから保育園は月曜から土曜ということで、働くお母さん方はやっぱりお金が高くてもどうあっても保育園の籍を選ばざるを得んという状況がございます。その辺も含めて、いろいろお母さん方は悩みがあるふうですけども、その辺を少し今回の一体化に当たっての検討の中にあつたのかどうか、その辺を含めてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） それでは、ここにこ園の運営等についてお答えさせていただきます。

まず最初、幼・保一体型の保育サービスの充実はどのように図られているかというご質問でございますが、本年4月から3にこにこ園の運営が始まり、年度当初は施設の増築で新たに一体施設となった保育室の動線や備品の把握など戸惑いもございました。現状では、まだ慌ただしさがあるものの、園での生活もなれてきたように見受けられております。3歳未満の保育室が以前より広がったことにより、待機児童もなく、充実した環境で保育を行っているところです。

幼・保一体の保育サービスとして、3歳以上の子供たちを担当する職員は、園内研究や研修会へ積極的に参加しておりまして、資質向上を図ることによって、子供たちは質の高い幼稚園教育を受け、就学後の集団生活にもなじみやすくなり、就学への不安を軽減することが可能となります。また、家庭環境や年齢が異なる子供と接することになるため、優しさや豊かな心を育むことにもつながっています。昨年度まで幼稚園職員は教諭、保育園職員は保育士の職名で勤務しておりましたが、今年度からにこにこ園の保育教諭として全職員一丸となって保育、教育の充実に向け、日々業務に取り組んでいるところでございます。

次に、幼稚園と保育園籍との保育内容等に不均衡は生じていないかというご質問でございますが、保育内容に

ついでの不均衡は生じていないと考えております。午後の保育につきましても、保育教諭と預かり保育担当職員が保育につくことによりまして、効率がよくなり、以前より充実した保育、教育が行えると考えております。

保育料を比較しましても、幼稚園籍は預かり保育を利用することで月曜日から金曜日まで7時30分から18時まで無料で保育を受けることができます。ただし、給食費は5,200円は必要となります。保育園籍は、月曜から土曜日まで標準時間で7時30分から18時30分まで保育を受けることができます。3歳以上の保育所籍の子供は、現在127人在園していますが、約62%の保育料は6,200円となっております。保護者は、幼稚園籍、保育園籍を家庭の実情により選択することが可能であり、保育料から見ても、不均衡を生じているとは考えておりません。

最後に、保護者との意思疎通は十分図られているかというご質問でございますが、職員は子供の成長を見守り教育する上で、保護者と密接な連携をとり、理解と協力を得る努力を行う義務があると考えております。その意味でも、保護者との信頼関係を築くことは重要です。意思疎通は、連絡ノートや送迎時での顔合わせ、電話の応対などタイムリーな対応が重要と考えております。園では、保護者との間に信頼関係を築くために、常日ごろから積極的にコミュニケーションをとり、保護者の気持ちに寄り添える職員であるよう指導しております。なお、保護者からの様々な意見を聞くことができるよう、意見箱を設置しているとも聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） まことにいい模範解答ありがとうございました。

ただ、私が言うのは、本当に教育委員会として現状把握をされとんですか。今、こういう答えを聞いたんで、私も現状そこまで個々に知りませんので、だからそこは余り物事をどうしても手前みそじゃありませんけども、よくできて問題ないという認識を持たば物事は改善はありません。そういうことを含めて、あと教育長にもお聞きしようと思いましたが、時間の関係でここで3問目についてはこれで終わりたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） ちょっと時間の関係もございまして、ここの件は細かいことは言いません。現場で処理すればいいんですけども、きっと今回を受けて保護者の方にも私一応報告しますけども、きちっと現地で再度手の届くところ、皆さんやっぱり自分の非はできるだけ言いませんので、そこは改善という意味で再度お願いしたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

ここで10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時19分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、6番 西中純一君に質問を許可いたします。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

私は、まず1番目に新クリーンセンター運営方法、長期包括的運営とはということで質問をさせていただきます。

長期包括的運営ということで、3月議会に20億2,782万円という15年間の債務負担行為ということが認められているわけでございます。余り議論はなくやられたわけでございますが、まずその前に組合で以前は運営しておりまして、その後備前広域環境施設組合という瀬戸内市、備前市、赤磐市、和気町、その4者の組合というふうなこともありましたが、それは最終的には解体をし、単町でいくということで、それぞれがそう

いう焼却設備をつくるというふうな方向で、それぞれやっておられるわけでございます。今、その前の組合の炉の解体と建設をしてるわけでございますが、まずその施設の解体状況ですね。私もちょっと一べつ、本当にちょっとほんの15分かそこらでございましたが、簡単に見せていただきましたが、焼却炉本体はもう解体しているということでございました。それから、基礎工事を今度、建屋は残っております。その中で、基礎工事をするので、これからはつりというんですか、基礎の部分で削岩機か何かで壊して、そこから基礎工事に移るんだというふうな説明をお聞きいたしました。それから、粗大ごみ等の部分はまだ手をつけていない、これからやるというふうなことも聞いておりますが、その過程の中ではダイオキシンという猛毒が非常にたまってたということで、その除去に大変な苦勞もされたというふう聞いております。いわゆる原子炉の除染に使うような、そういうふうな防護服を着てやられたというふうなことも聞いております。今の焼却炉の解体状況がどうなっているのか、また今後建設中については仮のストックヤード、これを設置しなければならないというふうなことも聞いておりますが、この建設の見通し、今後の状況はどうなっていくのかということが1点でございます。

それから、先ほども申しましたように、15年間、平成29年3月から平成44年3月までの長期包括的運営という、そういうやり方でございますね。これが今まで組合で直営でございましたけれども、そういうものとか、あるいは指定管理という方法がございます。以前、りんご園を指定管理にやった、そういうふうなこともございましたけれども、そういう指定管理というものと今度の長期包括的運営、これはどう違うのか、その優位性についても説明をお願いしたいというふうに思います。

ごめんなさい、もうちょっと詳しく言います。

15年間、平成29年から平成44年の債務負担行為、これが20億2,782万円という費用でございます。大体年平均にすると、1億3,500万円余りですか、そういう額でございます。焼却の管理運営を物資の納入まで会社に任せてしまうと、そういうふうに端的には聞いてるわけでございます。その優位性についてお話をお聞きしたいというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） それでは、西中議員のご質問についてお答えしたいと思います。

まず、クリーンセンターの解体状況と建設の見通しについてですが、今定例会におきまして、町長が諸般の報告をしましており、焼却施設等の解体、新設にかかわる届け入れを岡山県に済ませ、本年2月末から可燃ごみ焼却施設の洗浄、解体に着手し、5月末に撤去を完了いたしました。現在は、粗大ごみ処理施設棟内の施設の解体、焼却施設の制作に着手し、年度末の完了に向け、予定どおり進めております。

次に、15年間の長期包括的運営事業について、直営や指定管理などどう違うのか、優位性の説明をとのご質問についてでございますが、これにつきまして、3月のごみ処理施設整備事業特別委員会の説明と重複する部分もございますが、長期包括的運営事業について説明させていただきます。

従来、ごみ処理施設の運営については、直営と言われる町が直接管理運営を行い、部分的に単年度の運転管理などにより、焼却施設の運転やそれに伴う日常点検などの作業を委託し、燃料や物品の調達、修理の工事発注を役場職員が行う直営方式が行われてきました。

長期包括的運営事業は、長期包括責任委託とも呼ばれ、民間事業者が適切に運転、維持管理して、一定の性能を発揮することができれば、施設の運営や運転方法などの詳細については民間事業者の裁量、責任に任せる性能発注の考えに基づくものです。

今回の民間事業者への委託に当たっては、焼却施設の運転、燃料や薬品、消耗品の調達、施設の点検、修理などを一括して包括的に長期にわたって委託契約することとしたものです。長期の委託期間が担保されることにより、民間事業者は長期にわたる計画的な人材育成、確保、創意工夫による物品の調達及び調達単価の引き下げ、

計画的な設備、装置の維持管理、修理が可能になり、施設運営の安定化や調達コストの縮減の効果が得られることとなります。結果的に、町が直接運営する直営方式に比べ、経費の削減ができることとなります。また、今までの直営方式で役場職員が行っていた物品の調達、保守管理、修理の工事発注業務など様々な業務を民間事業者が行うこととなり、直営方式に比べ事務作業及び人件費の削減が図れ、大きな行政コストの縮減を行うことができます。

以上、直営方式との優位性について説明させていただきました。

次に、指定管理者制度についてですが、指定管理者制度は地方自治法に基づき、地方公共団体が指定する法人、その他の団体に公の施設の管理全般を行わせる制度であり、通常は契約期間3から5年程度で行われています。また、指定管理者が大規模な補修工事等、資産に手を加える業務を認めていない事例も多数見受けられます。全国的にも、指定管理者制度が焼却施設の運営に導入された事例はほとんどなく、これについては多くの場合において、焼却施設が地方自治法で言うところの公の施設に該当するか否か明確でないことが原因と言われています。

長期包括的運営事業においては、長期間にわたって焼却施設の管理運営の中で、大規模な補修工事も含めて委託することができ、焼却施設においては公の施設にとらわれず事業実施できることから、長期包括的運営事業で対応することといたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） それでは、先ほど担当課長が優位性等について答弁をさせていただきましたが、私からは長期包括的運営事業に対する考えについて答弁させていただきます。

最も重要と考えました事項については、ごみ処理を安定的に安全に継続して行うことです。そのために、施設の点検、補修を計画的に実施し、点検、補修が適切であったということの評価し、更に改善を行うことが重要です。この点検、補修の計画作成、計画に基づく点検、補修の実施、実施後の検査、評価、更なる改善を繰り返すマネジメントの実証が適正な運転管理、維持管理を実現し、安定したごみ処理が実現できると考えております。このマネジメントにすぐれた民間事業者の技術力を取り入れ、あわせて民間事業者の経営力を活用することにより、施設の維持管理経費の縮減を図ることが可能となります。また、民間事業者の技術力、経営力を生かすために、短期でなく長期にわたり事業実施する必要があると判断し、長期包括的運営事業に取り組むことにいたしました。

民間事業者の選定につきましては、公募型プロポーザルにおいて選定いたします。現在、3事業者から応募、提案書の提出がございましたが、今後応募事業者との技術対話、いわゆるヒアリングを実施し、改善指示を事業者へ提示いたします。改善指示に伴う改善提案、見積書の提出が事業者からありましたら、その後事業者のプレゼンテーションを実施し、優秀提案の選定、優先交渉権者を決定する計画で進めております。優先交渉権者との契約協議の後、契約を年内に締結したいと考えております。長期にわたる適切な運転管理、維持管理をし、施設の基本性能を維持することができれば、人と環境に安全・安心な施設を維持することができるとともに、効率的な施設であることにもつながります。今後一層、和気町クリーンセンターが住民から信頼される施設となるように努めてまいります。

長期包括的運営事業に対する考えと今後の見通しを答弁させていただきました。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） かなり詳細にわたって今説明、長期包括的運営委託、そういう15年間で20億2,782万円、そういうのをこの間の3月議会で認められて、その後というか、そのときにこの資料もいただいているわけがございます。それによると、6事業者に参加意向調査した結果、4事業者が関心を示したと。それ

で、3事業者が今残っているということでございます。平均でやると、4事業者の包括的運営委託の事業費を実際に出してもらおうと、コスト削減率が12.7%であると、確かにそういうふうな文章はいただいておりますが、それから今言われました具体的な例でちょっと説明を少ししていただければありがたいかなと思います。それから、3者というのはまだ公表できないんでしょうかね。それもお伺いしたいと思うんですけど、要するに煙突部分、これがコンクリートの普通の耐用年数が38年というんですか、通常は今現在22年経過しているということで、これを更新をする必要が途中で出てくるということが書いてあります。だから、その取り替えというか、それが途中であるんだろうと思います。それから、点検等がありますよね。そういうときに、長期的にやるとうまくいくんだということでございますが、気になるのは一つ、毎年の監査というんですか、決算にはそれぞれその会社からそういう資料が全部出るんですか。それから、調達するものもお任せするというところでございますが、そういう書類は全部残して、どういうものを使ったかというのを全部ファイリングしてやっていくんですか。その辺の詳しい事務的なものというのが、ちょっとこの辺私にはわからないわけでございます。

あともう一つだけ、年内に契約したいということでございますが、今の6月15日に第2次の書類を出してるわけでございます。それが3者でございますよね。それで、そうすると9月議会にそういう、ああそうか、12月議会でもいいんですかね。それぐらいに契約というか、議会に諮るというふうになるんですか。その点についても教えていただきたい。今、3つぐらい言ったと思うんですけど、よろしくお伺いしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 現在、長期包括的運営事業につきましては、3者の事業者の方から提案書等の提出を受けております。3者の公表につきましては、まだこれから審査段階にありますので、ここでの公表は控えさせていただきたいと思ひます。今後、プロポーザル等を実施し、最優秀提案者等を決定し、12月の議会ではご報告できるんじゃないかというふうなことを考えております。

それから、運営事業者によります確認でございますけど、これは大変重要なことでございまして、運営事業者がどのような運転をしているのか、それからどういうふうな物品等を調達しているのか等につきましては、当然役場として確認作業を行い、書類等についても残していくべきものだと考えております。そういうことで、契約内容についても十分協議しながら、契約を交わしていきたいと思っております。

それから、鉄筋コンクリート等の建造物につきましては、書類上といいますか、決められたといいますか、税務上の耐用年数というのはございますけど、実質的な耐用年数につきましては、現場の建物をよく点検し、それに応じた対応をとっていかないといけないと思っております。一つの目安として、38年というものがございますが、確実に現場の状況を確認しながら実施していきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 大体わかりました。

一つだけ、お伺ひします。

今後、プロポーザルを恐らく9月ぐらいにやるようになると思うんですけど、これについてもまた、私も本当はいろいろなごみについては経緯がありました。広域でやろうとしていたことで、赤磐市の山林が非常に高いとかいろいろなことがありました。これを見ても、一つこれ時代のすう勢で15年間やるわけでございますが、国や県がまだ広域にこだわっていると、そういうふうなことも自由度を持ちたいというような表現もあるんで、非常に気になるんですけども、その動向もしわかれば、国の動向というんですか、県の、教えていただきたいと思ひます。

以上、2つお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） ごみの広域化についてですが、県の方の計画についても、まだ広域化を進めていくというふうな書き方になっております。町といたしましては、実情に応じた計画に変更をお願いしたいというようにお申し上げておりますが、県の方ではまだ広域化のままでございます。

（6番 西中純一君「プロポーザル、傍聴は」の声あり）

プロポーザルにつきましては、傍聴等はちょっと考えておりません。ただ、結果等につきましては報告を作成し、報告する予定でおります。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

大体、概略はわかりました。ちょっと時間の関係があるので、これ以上深くはあれですけども、15年間で20億円以上という大きな費用でございまして。それから、広域になったものをまた単町でというふうな方向で、それぞれやってるわけでございます。業者の選定については、本当に公正にぜひお願いしたいと思いますし、和気町としてそういう安定的にごみの減量化、そしてそういう公正な、そしてお金がかからない方法でぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に移らせていただきます。

次は、旧初瀬保育園の学校跡地の問題でございまして。その初瀬保育園の利用の方法、これを早急にすべきではないかということでございまして。どうも、もう始まっているようでございまして、今現状がどうなっているのか、トイレが幼児用のトイレで小さいとかというふうなことも、改修の問題もあったというやに聞いております。それから、子育て支援センターが使う場合もあるようでございまして。その辺のことも含めまして、今どうなっているのか、お願ひしたいと思います。

それから2つ目には、同僚議員も後で子供の貧困というか、このことを取り上げられるようでございまして、岡山市とか赤磐市でもかなりやってるようでございまして。都市部を中心にそういう子ども食堂というふうなものがあり、地域の方も独居老人とか参加したりして、いろいろ地域に役立っているというふうなことも聞いているわけでございます。ちなみに、山陽団地の方で子どもの家という社団法人をつくって、3時半から7時まで、月曜日から金曜日まで子ども食堂というのか、子どもの家ということなので、食事だけではないようでございまして。子ども、勉強を見たり、いろいろとやられてるというふうなことも聞いております。そういうことが初瀬保育園の跡地何かでできないかどうなのか、それはいろいろなところでやられるようなんで、民間の土地でせえということなのかもしれませんけど、その辺のことをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） それでは、旧初瀬保育園の利用を早急にすべきではというご質問にお答えしたいと思います。

旧初瀬保育園の跡地利用につきましては、本荘地区跡地利用検討部会におきまして、本年3月9日までに4回開催しておりまして、利活用について検討してまいりました。部会においては、現在も活動しております和気子育てふれあいセンターを今までどおり使用することから、児童クラブ等の子育て拠点施設としての利活用が望ましいとの結論に至っております。本年5月15日に開催されました第1回の学校・園跡地利用検討委員会におきまして、利活用について提案を行い、了承をいただいております。児童クラブは、本荘地区館を利用して活動していましたが、通常の地区館利用によりまして、部屋をあける必要があることから、児童クラブ備品の常設ができない状況でありました。検討委員会での了承をいただいた後、跡地の部屋の片づけ、地区館からの備品移動を行いまして、6月5日から利用を始めております。現在は、通常の利用をしている児童が平均30人で、夏休み等の長期休暇には50人を予定していると聞いております。児童クラブの会長、また支援員からは子供たちは前庭に砂場や遊具もあり、大変喜んで施設を活用しておりまして、今までの地区館とは違う広い占有スペースを利

用できることにより、非常に運営がしやすくなったと聞いております。また、地区部会から施設名称を「こども館初瀬」としたい提案をいただいております。和気町の子育ての拠点施設として、ふさわしい名称でありまして、今後手続等を進めたいと考えております。

先ほど議員がおっしゃいましたトイレ改修につきましても、財源、方法について今後検討してまいりたいと考えております。

次の子ども食堂の可能性ということで、貧困とちょっと多少違うかもわかりませんが、跡地利用地区部会での話し合いにおきましても、厨房の活用について、地域食材を使った食事を提供し、地区民が集う店を考えてはどうかとの意見もありました。先ほど説明させていただきましたが、跡地は結論として子育て拠点施設として利用することで、跡地利用検討委員会の了承をいただいております。今後、厨房を利用した食事提供などの要望がございましたら、研究させていただきたいと思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 大体わかりました。そういうことで、6月5日から、もう利用されてるということでございますね。非常にいいことだと思います。

それから、子育て支援センター、そこが全体的な管理もお願いできるということになるんですか。その辺と、今言われた、前から私は毎年の予算について町長と懇談、要望している中で、児童館というのが藤野地区にしかないということで、ぜひほかの地区にもつくってほしいというふうなことも要望しているところでございます。ぜひ、そういうふうなものにでも、本当にそういう人為的な何かあればできるんだろうなと思っておりました。私、ちょっと子育て支援センター、そこにそういう職員がいるというのはちょっと頭に入れてなくて、そういう方が実際にじゃあ管理もほぼ、学童保育の指導員は子供の指導についてはやられると思うんですけども、施設の管理というふうなものはどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、もし食事を提供するようなことがあれば、それはやっぱりその辺は保健所の関連が出てくるんでしょうね。それは結構ですけど、一つだけお答えいただきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 先ほど、議員がおっしゃったとおり、子育て支援センターが今まで使用しております。継続、これからも使っていくということで、臨時職員が2名配置をしております。当然、児童クラブ等が入って両団体に管理することになるとは思います。主としては子育て支援センターの職員が管理運営するというようになってくると考えております。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） じゃあ、そういう前向きに管理は一応子育て支援センターの方が行うようだと思います。ただ、学童保育の指導については指導員がやられるということで、その辺の分担もわかっているということなので、ぜひ今後とも厨房が利用できるかというふうなこともあります。その点についても、地域の要望があれば、そのように対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、最後の質問でございます。

ドローンというものの、これの学校誘致の説明会というのが先日、5月24日ですか、25日ですか、あったということでございます。残念ながら、私ちょっとほかの用事がございまして出られなかったもので、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。

企業誘致の一つだと思っておりますけれども、ドローンの学校、その誘致しようとしたきっかけ、あるいは狙いというものはどういうものなのか、それからドローンの学校、今全国的には静岡にはあるということは聞いておりますけれども、どういう状況なのか、よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

西中議員のドローンの学校誘致の狙いとはという質問にお答えいたします。

まず、ドローンの学校を誘致しようというきっかけ、狙いでございます。ドローンの学校を誘致しようというきっかけにつきましては、本年3月、東京の経営コンサルティング会社から、西日本でドローン操縦士の学校の創設を考えている企業があるということで、町として誘致を検討してみてもどうかとのご提案をいただいたことがきっかけでございます。

ドローンの研修育成には、雨風が避けられ、人に危害を加えるリスクの少ない安全な環境が必要でございますが、本町には全天候型多目的グラウンドの和気ドームがあること、またすぐそばには和気鶴飼谷温泉がありますので、合宿での研修も可能であること、大都市圏の関西エリアから2時間圏内という交通の優位性等が誘致を検討されている主な要因と聞いてございます。

また、狙いでございますが、業務用ドローンの市場規模は2015年には約30億円でございますが、2020年には約200億円、2025年には約440億円と拡大し、2030年には1,000億円を超えるといわれ、ドローンを取り巻く市場の規模は拡大の一途をたどります。

そうした反面、実際にドローン进行操作する技術者、操縦士は2025年時点で2万人以上の不足が見込まれており、今後ドローンが普及していくためには人材の確保が喫緊の課題となっております。こうした中で、本町にドローン操縦士を育成する学校を誘致することは県内外から多くの受講者が訪れるため、町のにぎわいの創出が期待できます。また、交通の利便性の高い本町の優位性を活かして、西日本におけるドローン分野の拠点になることで、ドローン関連企業や機能の集積及びそれに伴う雇用の創出、更には住民サービスの活用につなげていくことで、今後の本町の更なる活性化を図れるものと考えてございます。

次に、ドローンの学校の全国的な現状でございますが、国土交通省のホームページに掲載されております国土交通省公認のドローン講習団体は、6月1日現在、全国で43団体あり、そのうち西日本には10団体、更に中四国地域では広島県の福山市に1団体あるのみでございます。なお、講習を受講している業界といたしましては、主に建設業界の人たちが多く受講しておられるとのことでございます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 非常に、じゃあまだ43団体はあるんですかね。西日本で10団体、近くでは福山市があるということでございますが、市場規模も大きいということで、成長分野だというふうに言われたと思いますけど、町としてその辺をどういうふうに誘致というんでありますけれども、考え方というか、その辺は町長、お考えはどうなのか、その点だけ伺います。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 先般の講習会というか、事業者のいろいろな説明を聞かせていただく場を設けました。そういう中で、和気という地域がドームというのは下が抜けておって風が通るということで、ドローンを飛ばすのには本当に条件的にはいいという一つと、それから和気町地内については、山あり川あり谷ありということで、こういったところでの講習ができれば非常にいいということで、今後和気町での条件整備を十分検討して、これから進めさせていただきたいということで業者とは別れておりますが、最近それぞれの地域がドローンの講習所というか、学校というか、そういうものを設けることに非常に熱意を持っております。昨年ですか、議員が徳島、四国あたりへ学校跡地の活用で視察に行かれた学校がドローンの講習の場として手を挙げたというのがニュースで出されておりましたので、それぞれの地域がドローンのこれからの将来性について非常に高く評価をしており、和気町としてはぜひ今後十分精査しながら、学校跡地もまだ残ってる部分もあります。そういったとこ

ろも踏まえ、そしてドームが練習場としてはいいし、それと宿舎が鶴飼谷温泉があるということの立地等からも……。

○議長（当瀬万享君） 町長、時間です。

○町長（大森直徳君） 今、業者とすれば鋭意検討されておりますので、ぜひ我々も十分協議をしながら、安定的なドローンの誘致ができるようにこれからも努力してまいりたいというように考えております。

○議長（当瀬万享君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） よくまだわからないところもございます。慎重に本当にきちっと精査してやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

次に、1番 山本 稔君に質問を許可します。

1番 山本君。

○1番（山本 稔君） 議長の質問の許可をいただきましたので、質問させていただきたいと思います。

私の方からは、佐伯中学校のクラブ活動についてということと、佐伯中学校の今後についてということでご質問させていただきたいと思います。

まず、現在佐伯中学校にはクラブ活動としてソフトテニス、剣道、野球とございます。この前までブラスバンドもありましたが、人数が少なく、同好会になっております。生徒数が少ないため、単独でクラブ活動ができない状況が長い間続いております。それに伴いまして、和気中学校のクラブ活動と一緒に参加させていただきたいということをお願いしたこともございますが、その折は中学校の判断、校長の判断ということでございましたが、受け入れてもらえませんでした。そういうことで、佐伯だけでなく、近隣の中学校も人口減少でクラブ活動が単独でできなくなっております。そのために、県の中学校の方としましても、お互いに人数が少なくできないところが合同でもよいということになっているようで、佐伯の野球部は赤坂中、それから三石中と一緒に合同で野球をやっておられるようでございます。普通の活動はそれぞれの中学校で、土日で一緒にいろいろ練習をするような格好でやっておられるそうですが、保護者の方、いろんなところへ生徒を連れていかれるのに大変だということも聞いております。ですので、できれば町内で一緒にクラブ活動ができれば保護者の方も大変ありがたいと思っておりますので、同じ町の方で引き受けてもらってできないかと思っております。その点は、教育長の方で指導というのをされているのか。それからまた、もしできるようであれば、これから生徒がどうしてもやりたいクラブがあるんだということであれば、クラブを新しく立ち上げて、それに教職員の方をつけるというようなことも考えてほしいと思いますので、そこら辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） それでは、山本議員の質問にお答えします。

このことで、両校長とこの前懇談を持ちました。まず、佐伯の方にさせていただかなければいけないということがありまして、本人と保護者の意向をまず佐伯中学校の校長、担任のところ把握をして、ぜひそういうところでやりたいと言えば協議に上げていくということになっております。そこに一つ問題があるのは、部活動の合同チームというのは、佐伯中学校に部活動がなければ合同チームとして中体連に登録ができないということは、佐伯中学校に部活動、バレーボールで言えばバレーボールの部活動をつくり、顧問をつくり、そういう一つの部活動があるという前提で和気中学校のバレー部と合同チームということで申請をすれば、合同チームとしてできていきます。それが一つのこと、まず佐伯中学校の校長をお願いしております。そういう保護者、子供の意見が出た場合にはしっかり話を聞いて、そして佐伯中学校でこれの対応をして、そして和気中との合同チームということになっていくんじゃないかなというふうに思っております。

それから、もう一つの方法ですが、近隣の市町村で今部活動がない学校で、特別に陸上競技の、これは瀬戸内市ですけども、陸上競技で邑久中学校しか陸上部がありません。そうしますと、牛窓中学校、長船中学校の生徒がそれに参加することができます。参加するというのは、区域外就学といって邑久中学校へ通います。長船の地でありますけれども、学区は長船中学校、牛窓中学校でありながら、教育委員会が区域外就学ということで特別に許可をして、その部活動に参加させるということでやっているところもあります。それが佐伯の方で、もしそういうことが保護者、子供がぜひ向こうへ行ってでもという部活動、その部活動も団体競技といろいろ指定をされるようです。その辺をクリアしながら考えれば、考えられないことはないだろうというように思っております。これから、5年後ぐらいには佐伯中学校も40人台に生徒数が増えてきます。そうなってきたときに、本当にこの後質問があると思いますけど、統廃合でできない、統廃合はなかなか難しいというときに、子供のことを考えれば、そういう措置も今後考えていかなければいけないかなということをおもっておりますので、そういうことをつけ加えておきます。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） ありがとうございます。

教育長、よくご存じだと思いますので、私の方も今言われたように、陸上の方は佐伯から長船だったかな、どちらかの方に転校しまして、そちらから通っている生徒もありました。佐伯中学校に部がないとできないということで、佐伯中学校でなしに、ほかの中学校のこともよく聞くんですが、新しい部活動を立ち上げるのに結構先生がとり合ってくれないということがたくさんあるということなので、こういうところの指導をもうちょっと子供のために教育者はあるので、そこら辺のことをよく考えて、子供のやりたい意欲をそがないような方法で教育者という立場で考えて行っていただくよう、指導をしていただけないかと思いますが、そこら辺はどうですか。

○議長（当瀬万享君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） 議員のおっしゃるとおりなんで、学校というのは今佐伯中に行けば部活動の顧問をする人数が少ないわけです。どうしてかと言いますと、3クラスに県費の常勤講師が充てられる数というのがもう決まっています。今、主要の5教科についてはある程度常勤の講師でいっておりますが、あと4教科、家庭科だとか音楽、美術、技術家庭については1日来るぐらいの非常勤講師がしております。その非常勤講師においては、部活動の指導はできません。だから、そういうことがありますので、どうしてもなかなか学校としては持ちにくい状況が出てくるわけですけども、その辺では設置をして、あと引率のときだけということになると、2つの部にかける持ちをする引率がなかなか難しい問題も出てきますので、そういう点でもう少し校長との協議をしながら、もしそこへ何か部活動の顧問にかわるものが入られるのかどうかといいますのも、県で今部活動の指導者と和気中学校には来ております。これは、もう部活動の生徒を引率までできるのが来ておりますが、これはもう町の中、1町1人というふうに決まっております。なかなか難しい問題があるので、町で雇ってみても引率ができない状態になります。ということは、大会に引率ができない、顧問としてできないものは、なかなか部活動として認められないということがありますので、その辺もしこの部をぜひつくって、この子が非常にやりたいんだということがあれば、今後校長といろいろ話をしながら、ひとついい方向で考えていきたいなというふうには思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） 先生の問題は、私もわかっております。そういうときは、クラブ活動を立ち上げる場合、顧問1人おれば外部指導者という制度がありますので、そこら辺を使用していただければ、たくさん先生がいなくても何とか増やせる方向でいけるんじゃないかと思っておりますので、そういうことも活用しながら、よく学校側と相談して、保護者の熱意もあると思っておりますが、今、和気クラブではバスケット、バスケット以外、卓球とかソフトテニス、いろんな競技を行っております。そこら辺で、どうしても小学校でちょっとかじって中学校でも

やりたいというようなことができたなら、やっぱりその場を提供してあげるのが本意だと思いますので、そこら辺をできるような方向で指導をよろしくお願ひしたいと思います。最後に、それだけよろしく。

○議長（当瀬万享君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） 極力、保護者、生徒の意見を聞きながら、そして校長に私の方からぜひその方向で進めていってほしいという話をしたいというように思っております。

○議長（当瀬万享君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） ありがとうございます。

こういうことは、中学校の先生方は面倒くさいのかどういうわけか、なかなか進めていっていただくのが困難な状況でありますので、ぜひ教育長の方からご指導をお願いしたいと思います。

続きまして、佐伯中学校の今後についてということでお聞きしたいと思います。

今もクラブ活動で人数が大変減っているの、いろんなことに支障が出てきているということで、中学校は3年前の小学校の統合のときに話も出ておりましたが、地元の住民の方の反対がありまして、合併には至っておりません。私個人の考えといたしましては、子供のことを考えると、中学校も統合すべきではなかったのかなあと思うんですが、いかんせん住民の方の反対がございましたので、なかなか私個人の意見としては通らないということもありますが、今後の、町長も教育長ももう任期が余りないので、統合までどういうふうにする筋道を立てるのか、ようわかりませんが、どうせ人数が減ってくるのはもう目に見えておりますので、統合するのか、しないのか、それからこのままでいくのであれば、教育の方を充実させるような方策とか、今後の対策についてしっかりお考えであるのかどうかをお聞きしたいと思います。ぜひ、後の執行部の方に託していけるような方法をお聞かせ願ひたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） それでは、質問にお答えします。

今年から小学校の統廃合が済んで、この4月1日に開校ということで、今にこにこ園、小学校ともにスムーズにしている状況です。現在のところ、中学校についての統合については考えていないのが現状です。今後、考えられることは、今も言いましたが、生徒数の推移を見ながら、そして地域、保護者の意向を聞きながら、どうしたらいいかということを考えていこうにしなければ、なかなかここ一、二年のうちにどうのということは非常に難しいんじゃないかなというふうに感じております。今、佐伯の中学校は1年から3年生までが1クラスずつで3クラスで、特別支援学級が1クラスあります。だから、教員も4名の配置がありますけれども、今度来年度は特別支援学級も1つなくなります。そうしますと、3つのクラスと、3学級ということになりますので、また教員数も減ってきます。そうする中で、やはり子供が授業を受けるのに非常に支障を来してくるんじゃないかなということがあります。それは、できるだけ県費でいろんなことを講師をいただきながら、やっていかなければいけないんですけども、その辺が非常に難しい状況になってきますので、そういうことを踏まえながら、地域、保護者の意見を聞いて、どうしてもやらなければいけない課題ではないかなというふうには思っておりますけれども、今後地域の意見、保護者の意見でいろいろ考えていきたいというふうには思っております。

部活動についても、今さっき言いましたように、今後教育委員会の指導の中で、保護者の願ひが非常に強ければ部活動でもよその学校へ行かすということになりますと、佐伯中学校の生徒が減るわけですから、そこも非常にちょっと困ったもんかなというふうには思いますけれども、本当に子供がやりたいということになって、かわってでもやりたいということになれば、今の区域外就学等の問題も考えて、今後やっていかなければいけないかなということは考えております。

○議長（当瀬万享君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） ありがとうございます。

今まで、住民の方とそれから保護者の方、生徒の方、どういう考えでおるのか、よく話し合いをせずに来た経緯があると思いますので、地域の方にこういう実情で中学校は困っているんだということをよく説明して、地域の方に納得していただければ、合併もスムーズに進むんじゃないかと思いますので、町長、教育長の任期中には無理かもわかりませんが、今後の方策として時間をかけて住民との話し合いとか、そういうことをやっていく方が私はいいんじゃないかと思います。小学校の合併についても、そういうスタンスが狭くて早急な結論を出したため、問題が起こったのだと思いますので、長い年月はかかるかもわかりませんが、話し合いを少しずつ進めていって、将来統合しなければだめだということがわかるようであれば、そこら辺の説明をしっかりと進めていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 中学校の統合につきましては、当初も答申は統合という答申が出てまいりました。その中で、検討していく中で、地域の皆さんから地域に学校がなくなるというのは、もうどうしても耐えられないということで、ぜひ一時保留をしてほしいということだったんで、一時保留ということにいたしております。しかしながら、これだけ生徒数が少なくなってくる、そういった環境の中、また一つステップがあるかなと私も問題提起が出せればなと思ったんですが、山田小学校の跡地利用が活用できれば、これは地域の中で小学校の拠点の場所で一つのものが活かされてくる、そのことで佐伯中学校というのは山田地内に学校がなくなるということから、少しは考えていただけないだろうかという提案をそれぞれの場へ提案しながら、進めさせていただこうと思っておりますが、まだ山田小学校が確たるものの跡地利用というのが目に見えてまいりませんが、やはり子供たちのことを考えると、先ほどからも部活、そして子供の人間関係の形成、そういった面からすると、やはりもう統合の時期だろうというように思います。ですから、地域の支えてこられた方たちが地域内に学校がなくなるということは残念だろうと思いますが、これも提案をしながら、これからじっくり地域の皆さんとお話をし、子供たちのためにも、そして保護者のためにも、形として子供たちが望む活動ができたり、勉強ができる場を提供するというのが行政としても責務だろうというように思いますので、そこら辺も十分踏まえながら、これから議員の皆さんにもご協力をいただきながら、これからの進めをさせていただきたい。もうそりゃ後がないんじゃないから、おめえにできるわけがねえと言われるかもしれませんが、それはこれからの話し合いをするだけで、実現性が期間内にできる、できんという問題ではなしに、こういう状況なので考え方として中学生としてのこれからの子供たちを見守る場として、ぜひそういう方向へ向けてほしいという話し合いは期間内にあることですので、全力でそのことは話し合いの場を設けながら進めさせていただきたいと思いますので、議員皆さんにおかれましても、ぜひご協力をいただきたいというように思いますので、よろしく願います。

○議長（当瀬万享君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） ありがとうございます。

執行権のある町長が考えることで、統合がいいか悪いか、一長一短があると思います。私は賛成ですが、反対の方の意見もあると思いますので、そこら辺を両方ともよく聞いて、これから執行して合併に向けるのであれば合併の方向に、それから合併しないのであれば、その他の方法をしっかりと立てて、これから将来にわたって地域の皆さんが学力低下を招かないように進めていっていただきたいと思います。

ちょっと早いですが、私はこれで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

ここで13時、午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、10番 柴田淑子君に質問を許可します。

10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） ただいま議長からのお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初は、和気町では子供の貧困問題に小・中学校ではどのように対応しているかという問題であります。

教育支援は、どういうふうに行われているか。その教育支援の内容としましては、教育費支援、学力保障、放課後教室、また夏休み中の子供、親が働いておるわけですから、夏休み中に学童が開かれれば、そのところに行って子供は学童で勉強したり、遊んだりすることができるわけです。学童というのは、学期中は開かれておりますが、夏休み中は大体親が働いておっても子供は学校が休みなんで家におると。そうなってくると、子供はどういうふうにして過ごすかということが非常に問題になります。

そこで、教育支援ということで、夏休み中の子供も学童を開いて、そして子供を預かる。夏休み中には給食がありませんので、弁当を持ってこられよということに大体なるんじゃないかと思いますが、または午前中だけというふうなことになると思うんですが、それでは子供の教育支援としては不十分です。食事支援といいますと、例えば学童ですと、私は本荘学区に住んでおるわけですが、初瀬保育園の跡を学童保育といいますか、そういうふうにしようやということがこの間話が決まったわけですが、そのときに食事支援をしたらどうかという話が出ました。初瀬保育園というのは保育園だったわけですから、子供たちにおやつを10時ごろ食べさす、3時も小さい子には食べさす、お昼御飯も初瀬保育園でつくって子供たちに食べさせているというようなことで、食事の支度ができるような設備があります。それを使って食事支援、例えばうどんをつくるとか、パンと牛乳だけでもいいかもしれませんが、サラダぐらいはつくって食べさせるというようなことをしますと、夏休み中の子供も安心してそこで過ごせるわけであります。

教育支援について言いますと、厚生労働省が平成25年に発表したデータによりますと、16.1%の子供が子供の貧困という状態にあるという発表をしております。16.1%というのを簡単にパーセントを計算し直しますと、6人に1人の子供が子供の貧困であるというふうになります。その計算は、計算の好きな人がやってみてください。16.1%が6人に1人になるかならないかということを計算してもらやあいいと思うんですが、その子供の貧困というようなことは一体どこから来ているのか、最近では非常に子供の貧困ということが言われるんですが、子供の貧困というのはすなわち親の貧困であります。そこで、母子家庭だとか、両方とも働いていても非正規で働いておりますと、賃金が安くて、役場の方たちの賃金はその人たちから見ると、約3倍、共稼ぎで働いている人たちの非正規の人の3倍は、役場の人の賃金というのはボーナスも含めて3倍になっております。1食親が抜くというような程度の貧困が最近では非常に子供の貧困度も大きくなっているわけであります。

そこで、和気町では子供の貧困問題について、小・中学校ではどのように対応していくかという問題が大きな問題になるわけであります。跡地利用の会がありまして、本荘学区では学校の統合がありませんでしたので、保育園、幼稚園の統合がありまして、そして保育園の跡地はどうするかという会議をしょっちゅう教育委員会の今田さんも来てくださっておりましたが、しきりに議論をしたわけであります。そのときに、あそこの跡地を学童で使おうじゃないかということで、その話の最後ぐらいのときに、子育て支援センターの人たちがその会の最後の1回か2回ぐらいのときに参加してきました。そして、その人たちが自分たちもこの初瀬保育園の跡を使わせてほしいということが最後に出てきたわけです。いろいろ話が煮詰まった後で、その人たちが出てきたんで、何となく肌分かれがしてございまして、最後の2回ぐらいですから、どういうふうにするかということについて、どちらが責任を持つかというようなところもありまして、そして学童をやっている方たちはたくさん人数が増えると、自分たちの負担が増えるので、かなり嫌います。それから、子育て支援センターの方は、せっかく空いているんだから、跡地利用で入らせてくれということになると、これはもったもな話ですから、それだっということになって、最終的にその両者の調整をどうするかということころまでは話し合いができていなかったんですが、広

いところが空いているんですから、子育て支援センターにも入っていただくことやということになったわけですが、誰が最終的に責任を持つのかというところまでは話ができなかったというような状況がありました。それで、一応結論が出ましたので、最後どういうふうにするかというときには、今田教育課長も毎度来ていただいたんですが、帰られた後、またみんなが話をするわけです。こうしようや、ああしようやというようなことで、ですから今田課長さんが帰った後、もうかなりいろんな話が打ち割った話が出てきたわけです。そのときに、子育て支援センターに入っていただくということになりました。

それから、跡地利用としては、よその学校の、例えば旧和気小学校にいいピアノがあるんなら、それをこっちにもらおうじゃないか、そうすると、運んであげるよというような話があって、じゃあピアノをもらおう、部屋はたくさんあるんですから、どっかの部屋にそれを一つ置いとくと、夏休みやそれから学童の子がそこでピアノを弾いて楽しむこともできるわけです。また、卓球台ももらおうじゃないかというような話が出まして、そして卓球台も余るところがあるでというようなことで、運んであげるとかというような話が出ました。卓球台があると、学童の子がピンポンして遊ぶことができるというので、どんどん学童保育の内容が充実するような話ができただけなんですけど、そうしますと、問題は学童の世話をする人が自分たちの負担が増えてくる。ちょっとうなずけんなどというようなところになったんですが、跡地利用のところまでは話し合いができましたので、その後、誰が責任を持つとか、電話回線はそのまま残しといてもらって、いざというときに保護者に連絡せにゃあいけんから、それも残してもらいたいとか、それから学童にしますと、子供の小さいトイレはたくさんあるんですが、小学校の5年生、4年生、3年生になると、ぐっと大きくなりますから、そんなトイレは使えんわけです。男の子のトイレなんかも、もう小さいかわいいトイレがあるんですが、それじゃだめだから、あれも何とかせにゃあいけんとかという話も出ましたし、それから部屋を区切って事務室を1つつくろうじゃないかというのと、例えばアコーディオンカーテンか何かで区切ってやろうじゃないかというようなことが出たんですが、最終的には夏休みも学童をしようじゃないかということになりますと、お昼御飯の話が出まして、そのころしきりに貧困家庭への子供の食事についての話が出ておりました。そこで、学童の子供たちにも、どうせ初瀬保育園には炊事関係の設備がいっぱいあるんで、そこで学童の子にお昼御飯を出そうやというような話になったら、誰がそんなことをするんでというような話になったわけですけども、そこまで詰めた話はずいぶん、あそこをどういうふうにご利用するかというところで初瀬保育園の跡地利用については一応役目は果たしたというので、跡地利用の委員会は終わったわけです。その跡地利用の委員長の小高さんが報告をしまして、もう済んだ済んだというような話になったわけですが、こういうことを含めて、和気町では子供の貧困問題にどういうふうに対応していくのかということが問題になると思います。

そして、教育新聞を読みますと、不登校生徒の学習支援というようなことも行われております。不登校の子ですから、不登校の子はごめんくださいっていても出てきませんので、じっと家の中にもっておるわけです。そういう子をどういうふうに対応するかというようなことが非常に現在では問題になっております。それも含めて、夏休みの子供対策、食事支援、それからもう一つ問題になるのは、そうやって非常に広いところを学童だけが利用するということになるのと、卓球台があったり、ピアノがあったりすると、学校からの帰りに子供と一緒に遊びたいなあというて、初瀬保育園の学童にやってきて、卓球台があるで、卓球して帰ろうやとかという話にもなったり、ついでにピアノも弾こうやとかというようなことになるのと、誰が世話をするんならというようなことがあるわけです。そこで、学童保育をするところは小学校の4年生までなんですけど、5年生、6年生も家に帰ると鍵っ子で、誰も面倒見てくれる人がおらんというようなことになるわけですから、やっぱり学童は4年生まででなくて、6年生までは面倒見たらどうかなあというようなことも考えられるわけでありまして、そういうことを考えると、和気町では学童の子供も含めて、子供の貧困問題も含めて、子供に対してどういうサービスができるかということについて考えていかねばならんのかなあというふうにも思うわけでありまして、そのところ

をひとつ考え方などを教えていただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） それでは、柴田議員の和気町では子供の貧困問題に小・中学校ではどのように対応しているのかというご質問にお答えさせていただきます。

まず、子供の貧困対策につきまして、平成26年1月に子供の貧困対策に関する法律が施行されております。この法律は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とするものでございます。

その中の4条には、地方公共団体は子供の貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると定められておりまして、平成26年8月には第8条の子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定され、政府として総合的に取り組まれているところです。大綱にも掲げられている教育の支援では、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置づけて、総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図るとされております。

和気町におきましては、教育の機会均等を保障するため、経済的な理由により、就学が困難な家庭に対しまして、就学援助を実施しております。昨年度は、小学校84人、中学校65人に援助額、学校の教材費等の援助を583万円として教育支援、また650万円の、これ食事支援ということで給食費負担の支援ということで行っております。これが、全児童・生徒の15.3%にも当たっております。学力保障では、全小・中学校において、週1回放課後学習に取り組んでおりまして、きめ細かな指導を行っております。児童・生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図るため、学校を窓口として貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるように対策をとっております。幼児教育におきましても、幼稚園児の保育料及び預かり保育料を無料としておりますし、また高校、大学への進学時の経済的負担軽減を図るため、無利子の奨学金制度も設けております。今後とも、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、支援を行ってまいりたいと考えております。

先ほど、議員おっしゃいました夏休みの児童クラブの利用者の本荘地区の児童クラブにつきましては、4年生以上、6年生まで、ほかの各児童クラブも夏休みの長期休暇中は低学年だけではなく、高学年につきましても受け入れるように体制を整えていると考えております。現実、そうなっていると思います。

それから、先ほどの厨房を使った昼食提供の件につきましては、西中議員からもご質問がありましたとおり、今後そういった要望等がございましたら、保健所等のいろいろな機関との協議も必要だと考えております。そのあたりも、支援員等とまた相談をさせていただこうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 今のお話では大変うれしく思います。具体的に、給食支援にしても、それからお金で解決できる場所はお金でということで、かなり貧困家庭に対しては福祉政策もとって、学びの質が変わるように貧困家庭の場合はそういうことを考えているということをおっしゃいましたが、お金で解決できることというのは、やっぱりそのお金をどういうふうな使い方をするかということが問題になるわけでありまして。

そこで、今私が言いましたように、今田課長さんも給食を夏休み中に出そうとか、それから休み中も学童保育を開くということをやってくださいということになりますと、かなり費用も係るわけでありまして、そういう学童保育が充実するということになりますと、これは近隣の市町村にもそのうわさが伝わって、和気町の子供対策というのは非常に充実しているということで、和気町の人口は減ってきておるわけですが、かつて和気町の子供の医療費が無料のときに和気町に移住してきた人がおりました。それと同じように、親が働いている家庭は、和

気町は子供の学童なんかは預かってくれるし、また給食も出してくれるしということで、近隣の市町村もよくなると同時に、和気町に住もうじゃないかということで人口対策、人口が減っていきようりますが、そういうことにもつながってくる、非常にこれは魅力のある政策になりやせんかと思うわけであります。医療費がただだから、和気町に住みたいというて和気町に住居を変えた人がおるぐらいですから、やっぱり学童が充実しているということは、現在の子供の貧困、親の貧困、非正規の労働者が非常に増えておるという中で、和気町は住みやすいところだということで、これをきっかけに和気町の人口政策の一つにもなりやせんかと思ひます。和気町のいい町だという評判が高くなりやせんかと思ひますので、こういう学童とか、それからそういうところも今おっしゃったように充実していただきたいと思ひます。

それから、学童保育にするときには、かなりお金もかかるわけであります。まずトイレの問題があります。こんな小さいトイレじゃあ、小学校の4年生、5年生、3年生ぐらいになりますと、もう使えません。男の子もこんな小さい男の子用の便器じゃどうにもならんわけですから、かなりのお金がかかると思ひますね。それから、学童ということになると、電話が使えにやあいけん。いざというときに、親に連絡せにやあならんので、電話の施設はそのまま残しといてもろうて、そして事務所を一つつくってもらって、その事務所で学童の責任者がそこにおって、電話を必要なときにかけることもできるし、受けることもできるようなことも必要になるんじゃないかということで、初瀬保育園を学童保育所にするというたときにいろんな案が出てきたわけです。そして、子育て支援センターの人たちが後になって入らせてくれというたときに、やっぱりそこは自分たちの負担が増えるんで、今まで学童をやとった人たちが非常におもしろくない顔をしました。そして、子育て支援センターの人は、最後の2回ぐらいのときから来たんですが、人間的な調整といひますか、場所をどういふふうにするかということについては、順調に話し合いがつかいましたが、あと子育て支援センターの子供たちと、それから学童の子供たちと、それを一つのところにするわけですから、それをどういふふうにするか調整を持っていくか、2つの異なった団体をどうやっていくかという話まではついておりません。そうなつてきますと、最後の詰めが何かできてないような感じがするわけですが、私たちの跡地利用の委員会はその段階で解散しましたので、そこから後がどうなつていふかなといふふうには今思つてるわけであります。

それから、学童保育が充実していきますと、子供たちが学校の帰りにあそこに寄つてピンポンをして帰ろうやとか、あそこでピアノを弾いて帰ろうやとかといひて、たくさんの子供が集まってくるようになってくると、そうすると余計楽しい場所になります。たくさんの子供が寄つて、あつちではピアノを弾く、こつちではピンポンをする、こつちでは学童の先生が宿題をしなさいよといひて、まず宿題をしてから遊びなさいとかといひていろいろ指導をするわけですが、そういう中で、たくさん子供たちが集まってくればくほど遊び方も多様になってきますし、子供の成長も勉強だけでなく人間的な成長も非常に大きくなりますね。子供同士が自由にしっかり遊ぶといひことは、学力はつかんかもしれんけど知恵がつくんです。生きる知恵がつく。そうすると、人生において一番必要なのは頭じゃない。生きる知恵であります。そういう知恵が学童のところで発達してくると、自分の人生がつまずくときにつまずかずに済みます、知恵のある子は。そういう中で、子供同士の触れ合いの中になかつたら、子供の知恵は大きくなりません。よく遊ばせんなら、いい子にならんのです。そこで、子供はもうよく遊びよく学びといひますが、まずよく遊ばにやいけんのです。よく遊ぶ中で、子供が大きくなる、人間関係なんかがつくれるようになってくると、その上に学力がつきやあ十分、ところが学力だけあつて知恵のない人ぐらい困つた者はおらんのです。理屈は言うんだけど、その理屈が的外れといひことになりますと、これはもう本当に迷惑そのものです。知恵のある人が必要なんです。学童がそういう場所になれば、和気町はどんどんいい場所になりやせんかなと思ひますが、そこら辺のことについて、ここの学童にお金を惜しまずに援助しようといひことを今田さんはそういう気持ちを持つていらつしやつたと思ひますが、そのことについて、かなりお金もかかると思ひますが、予算を取つていただかにやいけんと思ひますが、それについては町長はお金が

要ると、せっかく学校統合でお金が要らんようになってよかったと思うかもしれませんが、かえって子供たちのためになる施設にお金を使うということは、お金が生きてくるわけですから、そこにお金を、予算をつけていただきたいと思うわけですが、そこら辺の今田さんはそういう気持ちを持っていらっしゃると思いますが、やっぱり最後のところは町長が決断を下していただくにやいけんわけですから、お気持ちを聞かせていただきたいと思います。教育長の方から先にご返事をいただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 柴田議員にお伝えしますけど、今田課長ではなく、今田教育次長ですから、3回も4回も言われてましたから、気をつけてください。よろしくお願いします。

教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 先ほど、トイレの改修の件で、かなり費用がかかるということで議員おっしゃいました。これ、改修となりますと、当然予算を伴います。本荘児童クラブが新しい初瀬の跡地に移転をいたしました。それによる改修補助金が国3分の1、県3分の1、町が3分の1なのですが、そういった改修費に伴う補助制度がございます。そのあたりを利用して、今後財政当局とも話をした上で、改修については考えようと思っ

ているところがございます。それから、運営については当然利用する児童からの月謝が必要なんですけど、当然児童クラブの運営費についても、国、県の補助金、町の補助金もついてございますので、その補助金を踏まえた上で、指導員の人件費等もその中で運営するようになって、特に経営が詰まって厳しいということは児童クラブからはお聞きはしていません。今の状況では特に問題ないと考えております。

○議長（当瀬万享君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） 今、次長が言いましたように、児童クラブ等の補助金というのは町からと県から出ております。その補助金と、それからそこへ参加しておる保護者負担で学童保育等はやっておりますので、極力負担を少なくするというのは、大勢の者が来れば来るほど、1人当たりの割が少なくなっていきます。そうしますと、多くなると今度は指導者を雇うのが多くの指導者を雇わなければいけませんので、そうしますと、またそこに費用がたくさんかかってきます。今後、いろんな動きの中で、もし非常に大変だというような運営であれば、児童クラブの方からまた何らかの支援の要請があるんじゃないかなと思いますけれども、今補助金を出してやっておりますことについては、今のところきちっとやられているように聞いておりますので、ちょっと見守っていきなというふうには思っております。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君。

○10番（柴田淑子君） 学童に責任者が1人おるわけなんですけど、ボランティアで前は先生方がたくさんそこにおいて、子供たちが授業が終わると学童へやってくる。そうすると、帰りましたとかというてかばんを置いて、まず先に宿題をきなさいよというて宿題をすると、先生のOBの方たちがわからんことがあると先生に聞くと、算数を教えたり、それから何か宿題をここがわからんのかというたら教えたりして、ボランティアの方がかなりそこに集まってきておったんですが、今度ここで正式に学童ということになりますと、ボランティアで今先生をしょうた人とか、幼稚園や保育園のOBの方なんかにはボランティアをお願いしますっていう呼びかけをしていただければありがたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 児童クラブの先ほど言ったボランティアの件なんですけど、実際OBの方は支援員として児童クラブの中で賃金をお支払いをしております。それ以上に、ボランティアとして地域の方で来ていただけるということになれば、もうそれは非常に結構なことで、児童クラブの会長の方にもその旨のことは伝えさせていただきます。

今回、本荘児童クラブとして正の職員を採用したいということで募集をかけてましたので、今もう決定したか

どうかはわかりませんが、正式なそういった支援員を1名募集して、これから活動したいというすごい意気込みを持って会長がやられておりますので、今後その状況については見守っていきたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 10番 柴田君、前に来てください。

次の質問に、もう5分切りましたよ、前に。

次の質問に入ってください、5分は切りましたから。

○10番（柴田淑子君） それでは、次の質問についてお願いいたします。

学習指導要領が変わりまして、英語は好きでやる教科でなくて、英語科という一つの教科になりました。そして、変わる英語教育と言われているように、非常に変わって評価がつくようにもうなっております。それから、小学校の3、4年ぐらいから英語を始めるんじゃないかと思えます、教科として。そうやってきたときに、英語の辞書を、これは英語の辞書なんですけど、これは30年か40年ほど前に長男が小学校を卒業したときに中学生になるのでというのでジュニアクラウンという英語の辞書なんです。たくさん載ってないんです、言葉が。こんなふうにちょっとしか載ってない辞書っていうのは、子供にとって非常にいい辞書なんです。ところで、この辞書がきわめつけのいい辞書だという辞書を発見した。これは、ドラえもんのはじめての英語辞典という英語の辞書なんです。たくさん載ってないんですけども、絵がついてる。この絵がついてるっていうのが肝心なんです。イメージと一緒に単語が覚えれる。これは、何で読んだか、教育新聞で読んだと思うんですが、一番いい辞書というので、これが推薦になっとなった分なんです。私は、これを和気町にはこんなもの売ってるところがないので、岡山に買いに出たところ、岡山駅の2階に三省堂が入っとなです。そこんところへ行って、出っったいい辞書、絵がついとなです。辞書とイメージと一緒にあって、例えば泳いでいる子がいるんですけども、この泳いでる子でswimと書いてあるんですが、ああこれかというんで、辞書を引くと同時にスイムという印象が入ってくるというので、これは非常にいい辞書だそうなんです。こういう辞書の子供に持たせると、子供の実力がつくというので、こういうふうのが出ておって、教育新聞に出っったいい辞書だというので早速買ってきたんですが、うちらの子供が学校からもらってくる辞書っていうのは、結構厚い。いっぱい載っるとる。いっぱい載っるとる辞書はいけんの、引くのが面倒くさいから。本当に子供が使う初めての英語辞典というので、こんないい辞書がありますよというのが出っったんで、これを皆さんに見ていただいて、いい教材を使うと実力がつくという、これが典型的な辞書です。

それから、持ってきたのはもう一つこれ、同じ本なんですけど、I amというんです。このI amは、I amだけが載っとな。これであらゆることが言える、そういう本なんです。あらゆることが言える。え、あらゆることがという、帰りましたということもI amで言える。I am homeと言やあええんです。これから行ってきますって親に言うときに、I am going、行きますよ、それだけでもうほとんどI amだけで会話ができるというようなすばらしい本、I amだけなんです。このI amが例えば……。

○議長（当瀬万享君） 柴田議員、時間です。

○10番（柴田淑子君） あ、そうですか。ほんなら終わります。もうちょっといい本を紹介したかったんですけどもこれでやめます。以上で終わります。教材は、精選して子供の力になるようなのを選ぶということが一番大切であるということをお知らせしたかったわけです。

○議長（当瀬万享君） これで柴田淑子君の一般質問を終わります。

次に、4番 山本泰正君に質問を許可します。

4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 議長の許可を得ましたので、私は学校跡地利用と学校施設整備交付金についてお尋ねをしたいと思えます。

まず、学校跡地利用についてでありますけど、国においても森友学園問題と加計学園問題に揺れている現在でござ

ございます。和気町においても、学校跡地問題は町民の関心事でございます。そんな中、和気町では公募に基づき、学校・園跡地利用検討委員会で公募のあった4事業者の検討をし、その採点結果により、石生小学校跡地と総合グラウンド、和気小学校跡地を学校法人創志学園へ無償での貸与との答申が出ているとのことであります。一般公募には、総合グラウンドは入っておらず、現在町民の使用している総合グラウンドをプレゼンで無償貸与とのことですが、私には非常に違和感がございます。創志学園、IPUのベースボールパークにはグラウンドが必要なことは十分理解もいたしております。約170名の野球部員と約100名の学生寮を学生が利用するとのことであります。また、和気小学校跡地については、小学校教育関係や教養講座など非常に盛りだくさんのすばらしい利活用の提案があり、検討委員会での高得点も納得できる場所でもあります。ほかにも、サッカー部の誘致なども日笠小学校跡地など、他の施設の利活用の計画もあるやに、うわさかもわかりませんが、聞いており、将来の和気町にとって大きな飛躍の可能性も秘めていると認識をいたしております。

そこで、現在実施中の地元説明会の開催状況、IPUとの地元説明会等でございます。地元要望の取り扱いと今後の取り扱い、そして総合グラウンドの利用状況、IPUへの無償貸与の考え方、また検討委員会でこの無償貸与、どのような協議がなされたのか。

以上について、まずお尋ねをいたします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、山本議員の一般質問にお答えいたします。

まず、地元説明会の開催状況と地元の要望事項の取り扱いでございます。地元説明会につきましては、6月5日、議会全員協議会でもご説明させていただいておるところでございますが、和気町立学校・園跡地利用検討委員会の中で、地区部会の設置されている地区については地区部会へ、設置されていない地区については該当区長との調整を行うことで話し合われました。石生地区では、跡地検討委員会地区部会ということで、6月1日の木曜日に19時から石生地区館で地区部会の委員17名の方参加のもと、開催したところでございます。また、和気地区におきましては、6月3日土曜日に19時から、和気地区の公民館におきまして、地区民57名参加のもとに説明を行っておるところでございます。

また、内容につきましては、現在までの経緯説明と、それから応募事業者の説明、採点結果及び仮事業者の決定の報告を行っております。説明会の中で、現在までの進め方、また公募に至った経緯などの説明を行っております。その中で、いろいろご意見をいただいておりますが、それを基にこれから進め方について区長を窓口調整を行う予定で、6月15日に会議を持っておるところでございます。また、仮契約事務を進めるに当たりまして、今後仮事業者が地元へ出向き、説明会を行う地元説明会の日程も調整しておるところでございます。

それから、地元要望につきましては、検討委員会の中で一部幼稚園の使用等のご意見もございました。その他意見については、地元要望についてはまだ受けておりませんが、仮事業者への要望があるものについては内容を精査いたしまして、契約者と契約事務の中に織り込むものは調整し、契約協定書へ盛り込めたいと思っております。町の要望につきましては、今後調整をしながら、該当区長と検討して調整を図っていきたくと考えております。

続きまして、総合グラウンドの使用状況と無償貸与の考えでございますが、総合グラウンドの使用状況につきましては、3月議会で報告させていただいておるところでございますが、平成27年度におきまして、総合グラウンド、和気グラウンドにつきましては269日の使用、平成28年度は272日の使用でございました。使用団体では、和気閑谷高校が65日、創志学園高等学校が57日、役場チームが36日、スポーツ少年団が27日、町主催共催事業が21日、そして和気中学校が14日でございました。その他、52日につきましては、一般の野球チームの使用でございます。多くの使用団体は2、3時間の使用が多く、朝から夕方、1日を通しての

使用は少ない状況でございます。なお、現在和気閑谷高等学校、それから和気中学校につきましては、これらの使用につきまして社会教育課を窓口に関き取り調査を行っておる状況でございます。今後の使用につきまして、河川公園グラウンド、それから和気小学校跡地、益原の多目的公園を代替え等に考えまして、調整を行っていったらと考えておるところです。今後、使用できなくなる時期が参りましたら、多く使用している団体等への伝達を行いまして、佐伯グラウンドの改修を含め、使用の調整を図っていきたいと考えておるところです。

無償貸与につきましては、応募事業者からの提案で、石生小学校との一体の提案がありました。検討委員会の中で、取り扱いについてもこのことを総合グラウンドも一緒に扱うということで議論がなされてきたところでございます。その中で、跡地ではないグラウンドが出ているということで、石生小学校だけでは跡地利用の用途がなく、他の事業所からも提案がないこと、有償の場合は小学校について補助金の返還相当額の積み立て等も出てくるとそういった理由、それからこのことが和気町にとりまして大学キャンパスができるという利点、和気町の定住人口の増加、交流人口の増が見込まれ、これに伴い観光施設への誘導、和気町の若者以外の交流人口の増が考えられまして、絶好のチャンスということでの検討委員会の判断となっております。そのことを受けまして、無償貸与での答申となりまして、町も同様の考えのもとに仮事業者へ通知いたしておるところでございます。

以上、私の答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） なかなか調整的には、方向的には今後の検討ということでございます。今、ちょっと無償で通知をしているというふうに言われたと思うんですが、無償でよろしいということを通じしとんですか、I P Uへ、ちょっとその辺、うなずくだけで結構です。無償でということをやるとんですか。ちょっと意外な答弁でございます。議会の方は、無償でというのは当然了解もしていないと思いますし、地域にとってもかなり大きな関心事ではあると思うんですが、和気町民のために多額の浄財を使ってつくってきた総合グラウンド、そしてI P Uからの事業計画によりますと、7月から12月まで工事着手ということも書いてます。全てI P Uありきで進むのもいいかもわかりませんが、現在57の学校以外の民間といいますか、俗に言う、これは社会体育施設でございまして、学校等がクラブ活動等に使うことは除外することはやぶさかではないというふうに思いますが、一般町民のためにつくった施設を了解もなく無償で、そして和気町は今回の補正予算にも計上があったと思いますが、改修費用、佐伯グラウンドが2,300万円、新グラウンドの調査費約800万円等の計上もありました。今後、整備していくにもかかわらず、ここでは返事をしたとか、そういうことをそれこそ理解できない部分があるんですが、これ無償提供の問題は議会は了解必要ないんですか。ちょっと、その返答だけお願ひします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼します。

議会の了承につきましてですが、町は答申を受けまして、対応事務を進めておるわけでございますが、議会に対しましては最終的に契約議案という形で議会の了承をいただくということになります。よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 前回の委員会でも、副町長の方から決まっとるような言い方があって、それはまだ決まっとりやすまあとのお話もさせていただきましたが、これやっぱりこれから私たちが意見も言いたいところも当然ありますし、といいますのは、社会体育施設としてつくった総合グラウンド、これを例えば土日、祝日は優先的に和気町民に使わすとか、ナイター期間は例えば月水金は和気町民のために使わすとかというようなことも考えていただかないと、それじゃI P U来てもらうこと、私も歓迎したいと思ひます。和気町の体育館が必要だと言われたら、無償で貸与しますか。これはかなり多くの方々が使ってます。そこらあたりは、やっぱり執行部と

して、将来のことも必要ですが、町民のため、現在使っている町民のためのことを考えてください。以前にも、6月から使用を断ったと。誰も断った者はいない。最終的に、教育長が私が言いましたというような話でしたが、今回もまた同じような状況が起きる可能性がありますよ。そのあたり、どのように考えているのか、町長から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 総合グラウンドの無償貸与につきましては、応募者からの提案で、石生小学校との一体的な提案であります。ベースボールパークという一つの使用というのが一つの基本でございます。そういったことを前提にしながら、この学校跡地の貸与の経過を踏まえてきておるわけなので、町民のグラウンドであるからということもそれは前提としてあるわけでございますけれども、今回の学校跡地というものを処理していく中で、相手方のI P Uとの話の中で、この一体性の中の事業化を図ろうという提案でございます。その提案を受けて立つには、そのグラウンドというものは当然一つの相手方の提案でございます。こちらを受けて立たなきゃいけない。それをどうやっていくかということになるんですが、跡地検討委員会では一体的なものであるという見解の中で一応説明をされて、そして仮決定をして町長の方へ通知が参ったわけでございます。やはり、I P Uの考え方、ベースボールパークというものを前提にしている主要目的でございますので、その目的がカバーできなければこの問題はもうI P Uとすれば事業化は図れないわけでございます。そこら辺を十分社会的効果とか、いろいろ教育環境の向上、それからスポーツを通じて学ぶことができる若者が集まる場ということで、町としてもいろんな効果が上がってくることを確信もしながら、やはり教育の町和気町を目指す本町の先進的な取り組みとなるのがこの事業の取り組みでなおよ一層前に進められるということを前提にしているわけなので、ぜひ議員の皆さんにおかれましても、町民の皆さんにおかれましても、本当に選択肢とすれば総合グラウンドがなくなるというのは一つの今までの和気町のスポーツの場であったわけですから、非常に厳しい環境状況になるわけなんです。そういった中、佐伯グラウンドの整備を今回できるだけ利用しやすいように整備をしていく。そして、その中で将来和気町として町民の皆さんが本当にスポーツの場として総合的なスポーツ施設が必要ということ前提にしながら、和気地域内で場を設定していくということを今回の予算でも計画を上げております。そういったことを対応しながら、そして町民の皆さんの声も十分聞かせていただきながら、これから和気町がこの場をどういうふうにやっていけば、町民の皆さんが石生の跡地は活用もでき、そして和気町のスポーツ振興の新しい場ができていけるという、そういうことを前提にしながら、基本目標を立てて新しい人の流れをつくっていくということが主要施策でございますので、地方創生等も含めて、これからの和気町の活性化、生き残りを図っていく、これも一つの転換期だというように考えております。その辺も議員の皆さんにもご理解いただいて、ぜひこの大学誘致ができていける石生小学校、そして和気小学校、山田、日笠についてはまだまだ明るさがないわけでございますけれども、ぜひそういった形で無償貸与をし、そして総合グラウンドもあわせて活用できる場にしていく、そのことを跡地検討委員会でも方向づけをしていただき、そして行政としても今後もその方向で進めていきたいというように考えておりますので、議員の皆さんにもいろいろな面で、本当にいろいろと使用はあるということはあるけれども、ぜひ和気町の将来のためにご尽力いただきたいというように思っておりますので、今後ともこの進めにつきましてご指導もいただきながら、我々も前へ進めてまいりたいというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 今、町長が言われたようなことを各地域へ行って理解を求めることも必要だと思います。将来の和気町を見据えたときに、大学誘致と言えるかどうかは別として、魅力のある事業ではないかという気持ちは持っております。しかしながら、これ学校跡地施設等利活用事業募集要項、事業者の募集要項、そのときには総合グラウンドは学校跡地じゃないからといって除外したわけですよ。そのことを議会でもはっきり言

われました。その募集要項の10番で土地建物の譲渡価格、譲渡する土地建物は不動産鑑定評価を参考に応募者と協議して定めるといふことは、あくまで売却という理解を私はいたしました。この要項によって、了解もしたという流れでございます。それが突如、無償貸与ということになって相手に返事をするのであれば、それまでに我々議会へも報告し、ある程度の了解は得るべきではないですか。我々、町民から苦情を聞く要因に大いになるうかと思えます。事あるごとに町長がIPU歓迎の言葉と申しますか、方針を区長会、いろんなところで各地区へ行ってもそういう先ほど言われたような施政方針と申しますか、方針を語っていただきたいと思えます。検討委員会が決めたからではなく、あくまで町の執行部の姿勢として、将来の和気町を見据えてのことをお願いしたいと思えます。

もう一回行きます。

○議長（当瀬万享君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 学校跡地問題、どの地域におかれましても、小学校は地域の中心的な位置であったこと、また学校統合によって学校がなくなったことにより、非常にさみしく思っている方もおられます。もともと学校統合に反対だった方もおられます。先ほどの課長の説明でも、今後地元等でも十分事業者とともに説明もするというのでございますので、先ほどの町長の考え方も含めて、ぜひともトップが必ず出向いて説明会等をしていただきたいと思えます。あくまで、検討委員会は検討委員会の答申であり、執行部の考え方でぜひやっていただきたいというふうに思えます。

それから、無償貸与、これ私一人が反対してもだめな問題かもわかりませんが、町民からは異論がもちろんあります。使用している団体、やっぱり小学校、それから河川敷で代替えにはなりません。ですから、土日あたりを町民優先にするとかというような、同じような対等の立場で交渉をぜひやっていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それから、2番目の学校施設整備交付金の問題ですが、先日NHKニュース、また山陽新聞で国の提出概算額の5倍、和気町一般財源700万円の負担との報道がございました。町民からも、この報道を聞いて2,000万円がなぜ1億3,000万円になったのか、議会もチェックできなかったのかというような厳しい苦情もいただきました。元来、事業実施の際には、事業効果はもちろんのことでございますが、費用対効果は検討されていると思えます。その中で、財政的に国、県の補助金、起債一部負担金を差し引き、一般財源は幾ら要るか、町民の税金は幾ら必要とするのか、起債の償還は大丈夫かなど、これらを検討して事業実施に入るはずでございます。これは、それこそ行政のイロハではないかなというふうに私は思っております。また、事業の変更があれば、当然財源確保の協議があるわけですし、予算計上の際には予算査定も当然していると思えます。議会にも予算が提出されているので、私ども議会にも責任の一端はあったのではないかと考えております。文部科学省での交渉結果では、平成26年6月の建築計画を上げる時点で金額をつかんでいなかった、確定していないことは制度上あり得ないという言葉が使われて回答があったそうですが、行政として一つの組織として、あり得ないと文部科学省から言われたというのは非常にさみしい話です。NHKあるいは山陽新聞等で報道があったこと、これ町民へ報告する気持ちはあるかどうか、またその責任の所在はどうなっているのか。前回、同僚議員の質問に対し、副町長の回答だったと思えます。懲罰委員会を開催し、A部長とB課長補佐を懲戒処分、戒告処分したと、教育長を口頭注意とのことでしたが、26年当時、A職員もB職員も他の部署とのことでした。懲罰委員会の開催日時、メンバー、協議結果等をあわせてお尋ねしたいと思えます。

○議長（当瀬万享君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） それでは、ご質問にお答えいたします。

町民への報告の必要性はないか、そしてまた職員の責任の所在と懲罰は適正かということにつきまして、まず本件につきまして、平成28年9月の定例会及び平成29年3月定例会において、類似の一般質問があり、今回

も答弁が一部重複することとなりますが、このことについてはご容赦をいただきたいと思ひます。

まず、町民への報告の必要性ということでございますが、本件について、先日相当の期間を経て、新聞、テレビ等の報道がなされたわけでございます。昨年9月の議会定例会の一般質問において、議員からご指摘をいただいた後、同12月21日、町規定に基づく職員の懲戒審査委員会を開催し、人事院の懲戒処分の指針及び標準例を参考に、関係者3名の処分を行いました。処分内容は、口頭及び文書による嚴重注意であります。免職を初めとした懲戒処分に当たらないことから、和気町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に照らして、公表はいたしておりませんし、今後もその予定はございません。

また、職員の責任の所在と懲罰が適正であるのかという点についてでございますが、先ほど申し上げましたように、職員懲戒審査委員会において、このたびの非違行為について、原因、性質、対応、結果、影響等のほか、該当職員の職務内容、経歴、勤務成績等総合的に勘案した結果、判断したものでございます。

それから、懲戒の審査委員会の日程、日にちでございますが、先ほども申し上げましたように、平成28年12月21日、15時から本庁舎2階応接室でございます。処分について、先ほども3名ということで、教育長につきましては口頭による嚴重注意、教育総務課次長につきましては文書による嚴重注意、教育総務課課長代理につきましては文書による嚴重注意ということでございます。それから、懲罰審査委員会のメンバーといたしまして、私、副町長、総務部長、地域審議監、事務局は総務課の人事係でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 今回の責任は、私は最高責任者の町長、予算査定の責任者、副町長、現場責任者の教育長、ここらあたりに最大の責任があると思ひますが、懲罰委員会ではなかなか上司の懲罰を決めることはできませんわね。そんなくという言葉もはやっているようですが、なかなかできる話ではないと思ひます。3人にお尋ねしますが、この件で自ら処分をするようなことは考えていないでしょうか。

それから、文部科学省であり得ないと言われたことをどう解釈しているのかわかりませんが、組織として補助金の報告書を見させてもらったんですが、補助金の変更申請を忘れるなんてとんでもないというふうな意味に私はとれたんですが、ここらあたり、どう理解しているのか、ちょっと理解のしようではいい方向へも悪い方向へもとれる部分はあったかと思ひます。今回の懲戒処分で、職員はどう考えているのか。私は、こんな状況で職員の向上心ややる気は増さないという思ひです。俗に言う、トカゲの尻尾切りで終止しないでいただきたいなあ。また、これ議会人が人事に口を挟むことはご法度であるという認識を私十分持っておりますが、ある部署で新任の管理職を1年で異動すること4回、4年続けての異動でございました。考えられません。職員は昇格はもちろんですが、特に管理職になった際はこの部署を自分なりにこうしていこうと、ああしていこうというやる気十分で対処するのを1年で異動はいただけないと思ひます。4年続けてです。職員の士気が減退してしまうのではなかろうかなと、そういう意味でも3人のトップの責任者、それなりの対応をしていただきたいな、それが親分のすることではないかなという気持ちを私は持っております。私の不始末で上の方がこんなことをしてくれただという気になれば、職員もやる気になろうかと思ひます。このような人事はぜひやめていただくことをお願いすると、今回このような報道がなされたのも時期的に異常でございます。12月か1月にあったのならですが、このあたりも現在の文部科学省ではないですが、職員の不平不満がたまっているのではないかなというふうには思ひますが、そのあたり一言ずつご回答願ひたいと思ひます。

○議長（当瀬万享君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） この問題なんですが、文部科学省へ今田次長と一緒に補助金の変更を申し入れて協議をいたしました。しかし、教育委員会の補助金の仕組みとして、県の教委、そして文部科学省との両方のお答えでございますけれども、当初出したものの変更については、ですから当初2、000万円で計画をいたしましたものが

早くすぐに変更がかかった時点でやるべきだったのがすぐにできてなかったというのが一点あります。そこら辺の問題、期間的な問題もあるんですが、県教委も文部科学省も当初の2,000万円からの今度の事業費がかさんできたことの変更は認めないと、当初提出されたものが基本ですということで、それは逆の考え方をすれば、当初2億円なら2億円を出しておいて、それから減ってきてくれば、それはまた今度は対象になる金額まで対象になるのかという文部科学省へ質問しましたところ、その点についてもそう簡単には2,000万円を出すべきものを2億円で出しとったとか、そういったものがすぐそれじゃ2億円対象になるかということ、そうではないという、その辺が本当に我々も納得は十分できなかったんですが、文部科学省の方針だと、県教委の方針だということなので、いろいろ国、県との協議はいたしましたけれども、結果的には前にはいかなかったと。そして、本件につきまして私としては、最高責任者としては本当に遺憾なことでございますが、職員の処分の公表につきましては、先ほど副町長の方からありました懲罰委員会の中での処理ということにいたしております。山本議員からは、町長以下それぞれ幹部の一定の処罰をすべきじゃないかということでございます。我々、私も3期12年になるわけですが、職員のあり方、そして我々トップのあり方として、懲罰だけが職員の士気にかかわるという考え方ではなしに、自分が職務に精励するというのが前提であって、その中で一つの瑕疵があったということに対して、常にそれじゃ懲罰をかけていくことが適正なのかどうかということも考えなきゃいけない。やはり、職員にはやる気を起こさせるという、いつも懲罰をかけていったんでは職員もやる気が、いつもびくびくして仕事をしたんじゃないわけなんで、そこら辺も十分踏まえながら、懲罰委員会での適正な判断ということで今回の処理をさせていただきました。自分の処理につきましては、本当に遺憾だということで、これから襟を正しながら進めていかなきゃいけないということで、自分も自覚しなきゃいけないというように思っております。これからの職務執行については、全職員が襟を正しながら事業推進を続けていくということが、この件にかかわらず、町民のための行政でございます。ぜひ、襟を正したこれからの事業執行をしていかなきゃいけないというように思っておりますので、今回の件については以上のような経過措置で処理をさせていただいたということの報告にさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 議員が申されたように、予算査定の責任者というんですか、部課長のトップとして予算査定の責任ということにつきましては、本当に財政運営上の問題をきちっと見抜かなかったということにつきましては、非常に不徳のいたすところでございますので、大変に申しわけなく思っております。

それから、懲罰委員会のとおり、今後きちっとした行政運営をしていくことをお約束しながら、おわび申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 教育長 朝倉君。時間がありません。

○教育長（朝倉健作君） このたびの懲罰委員会での処罰に対して受けておりますので、これ以上のコメントは差し控えさせていただきたいというように思います。

○議長（当瀬万享君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 非常に厳しいことを言いましたが、学校跡地の問題、地域とともに一体感を持って地域が歓迎し、将来の和気町が発展するよう、最善の決断をお願いいたします。

また、総合グラウンドについては、利用中の和気町民の理解を求め、町民第一主義でぜひとも検討を重ねていただきたいというふうに思っております。厳しいことを申し上げましたが、どうぞよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで山本泰正君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了しました。

6月22日の午前9時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしく申し上げます。

本日は、これで散会します。
ご苦労さまでした。

午後2時23分 散会

平成29年第5回和気町議会会議録（第9日目）

1. 招集日時 平成29年6月22日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成29年6月22日 午前9時00分開議 午前9時51分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山本 稔 2番 居 樹 3番 万代 哲央
4番 山本 泰正 5番 尾崎 忠信 6番 西中 純一
7番 広瀬 正男 8番 草加 信義 9番 安東 哲矢
10番 柴田 淑子 11番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 大森 直徳 副町長 稲山 茂
教育長 朝倉 健作 会計管理者 鈴木 健治
総務部長 竹中 洋一 総合政策監 小西 哲史
危機管理室長 新田 憲一 まち経営課長 立石 浩一
地方創生課長 野津 浩之 税務課長 桑野 昌紀
民生福祉部長 青山 孝明 生活環境課長 岡本 芳克
健康福祉課長 則枝 日出樹 介護保険課長 永宗 宣之
産業建設部長 南 博史 産業振興課長 万代 明
上下水道課長 豊福 真治 地域審議監 大石 浩一
事業課長 岡本 康彦 教育次長 今田 好泰
学校教育課長 藤原 文明 社会教育課長 山崎 信行
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 5 1 号 和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更について	原案可決
	議案第 5 2 号 和気町学校教育施設整備基金条例の制定について	原案可決
	議案第 5 3 号 和気町和気鶴飼谷温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について	原案可決
	議案第 5 4 号 平成 2 9 年度和気町一般会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	議案第 5 5 号 平成 2 9 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）につ いて	原案可決
	議案第 5 6 号 平成 2 9 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	陳情第 2 号 「国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充」を求め る陳情書	趣旨採択
日程第 2	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、議案第51号から議案第56号までの6件及び陳情1件を一括議題とし、各常任委員長、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長及び和気町学校・園再編成整備事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長(万代哲央君) 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

平成29年第5回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案第52号、議案第54号並びに陳情第2号の計3件につきまして、去る6月16日金曜日午後1時から和気町役場3階第1会議室において、委員6名全員出席、執行部より町長、副町長、教育長、各担当部長、課長出席のもと、慎重に審査いたしました。その結果と経過をご報告いたします。

議案第52号和気町学校教育施設整備基金条例の制定については、全会一致で原案は可決されました。

審査の過程で、次のような質疑と答弁がありました。学校教育施設のうち、今回の統廃合により財産処分の対象となる4小学校の校舎と体育館についての資料が提出されたが、有償による貸し付け、譲与等の場合の積立金総額が示されていない。また、31年度以降の資金計画も示されていない。もう少し詳しい資料が作成できないかという質疑に対し、積立金総額を示すとともに、できるだけ詳しい資料を作成し、提出すると答弁がありました。

次に、議案第54号平成29年度和気町一般会計補正予算(第1号)については、全会一致で原案は可決されました。

審査の過程で、次のような質疑と答弁がありました。教育費の小学校費と幼稚園費の施設管理費として環境整備作業委託料が計上されているが、このことについてただしたのに対し、閉校、閉園となったところの草刈り作業や除草剤散布等の作業を委託するために計上したものであると答弁がありました。

そのことについて、同じ委員から、廃校となった学校、幼稚園については、一時しのぎではなく、町有財産であるから、処分が決まるまで町が責任を持ち管理計画をこしらえて予算計上すべきと考えるがどうかとただしたのに対し、町として責任を持った管理を行いたい。9月定例会で全体の管理計画を示し、予算計上したいと答弁がありました。

また、別の委員から、グラウンド管理費の業務委託料811万1,000円の中には設計が入っているのかという質疑があり、基本設計も含まれていると答弁がありました。

また、同じ委員から、佐伯総合グラウンドの改修のうち、外野フェンスの修繕で照明基礎部分が一部飛び出しているの、けがや事故が起こらないよう配慮したフェンスの修繕をしてほしいとただしたのに対し、グラウンド内に一部照明基礎が出て危険なので、安全に配慮してフェンスで囲い対応すると答弁がありました。

また、別の委員から、空き家改修事業についてただしたのに対し、地方創生の一環として行っている空き家改

修事業は平成27年度から実施している。この事業は、町に定住してもらう人を増やすことを目的にしており、空き家の所有者や親族の方と定住したい人との間で売買や賃貸の折りがつけば、町は1件上限50万円を限度として改修費の一部を補助する事業である。平成29年度は4件の申し込みがあり、現在実施しているところである。なお、お試し住宅は、現在3軒の住宅を用意し、町外からの移住希望者に短期間入居していただき、町の空気になじんでもらい、定住の候補地に加えてもらうことを目的にしていると答弁がありました。

また、別の委員から、ふるさと教員の人数と仕事の内容についてただしたのに対し、現在5名がふるさと教員として在籍している。週2日、3小学校に行き、主に3年生と4年生の社会科の授業を担当していると答弁がありました。

また、別の委員から、グラウンド管理費の業務委託料811万1,000円に関し、総合グラウンドの代替地を考えているのか、そうであればどの地にどれぐらいの規模を考えているのかとただしたのに対し、現在の総合グラウンドを環太平洋大学が使用することを想定し、代替施設として基礎調査や基本調査を作成する業務委託料である。場所は、益原地内の和気ドーム付近で、吉田組の工場用地周辺から自転車道までと北側へ約200メートルの用地である。面積規模で約4ヘクタールの用地を予定していると答弁がありました。

この答弁に追加して、跡地検討委員会で、環太平洋大学が仮事業者に決定したので、総合グラウンドがなくなるのであれば代替地が必要ではないかという意見もある。今年度は基礎調査を行い、順次事業着手していきたいと答弁がありました。

次に、陳情第2号「国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充」を求める陳情書につきましては、慎重に審査いたしました結果、賛成多数で趣旨採択といたしました。

以上で総務文教常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第52号和気町学校教育施設整備基金条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

議案第52号和気町学校教育施設整備基金条例の制定について、この条例について反対でありますので、討論をさせていただきます。

本来、この条例は、今言われている創志学園に恐らくこれから交渉するというので、まだ正式には決まっておりませんが、グラウンドのことが関連しているということだろうと思います。譲渡や貸与先、その内容が定まってからこれは条例を整備すべきである。例えば9月議会でも別に問題ないんじゃないかなど。いつそういうふうに提案されるかまだはっきりとはわかっておりませんが、早ければ9月議会で提案されるかもしれませんね。執行部は、譲渡若しくは貸与、その先の学校関係者が無償貸与を希望していると、そういうことをお考えになりまして、いわゆる今はやりのそんたくをされて制定される条例ではないかというふうに考えられます。有償で譲渡若しくは貸与すれば、細かい数字は今日資料が出ているようでございますが、私もちょっと見てないんですが、1億円になる可能性もあるというふうなことだろうと思います。2,000万円以上の額が以前出たと思うんですけども、そういうものを積み立てをしなければならぬとなれば、そういうことであれば町民の側の方は、要らん金を使うぐらいなら無償貸与にした方がいい、そういうふうに町民の意識はなびくんではないか

と深く考えて、そういうふうな条例をつくっておられるのではないのでしょうかというふうに思います。

名称は、教育施設の整備ということが出ておりますが、実際上はこれは条例の本質的な問題は施設を処分するための条例、学校教育施設処分条例とも言うものではないのでしょうかというふうに思うわけでございます。今まで地元の町民の方が寄附をされたり、協力をしたり、いろいろみんなで出会い仕事をしたりいろいろした中でよくしていた学校、そして設置した学校、そしてこれは学校とは関係ないわけでございますが、町民グラウンド、こういうものをいとも簡単にほかの市町村にある特定の学校法人に貸与させようとする考え方には、私は反対であります。賛成できません。

あえて言わせていただきます。

呼んでこっちへ誘致してくるならば、町長自らトップセールスをされるか、つながりのある県議とか代議士、参議院議員も何人かおられるようでございます、そういう方に頼んで、地元の雇用につながるような、そういうビッグな企業を呼んでいただいた方が本当にいいと、そういうふうに思います。それをしないで、行きがかりの学校法人に声をかけて、ずるずるとそこへ引き込まれていく、そういうのは今の地方自治体のやる仕事ではないと思います。そういうことで反対であります。

以上、議案第52号に対する反対討論といたします。

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから議案第52号和気町学校教育施設整備基金条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第52号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第52号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略し、採決します。

陳情第2号「国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充」を求める陳情書についてを採決します。

陳情第2号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。陳情第2号「国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充」を求める陳情書について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって陳情第2号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 山本君。

○厚生産業常任委員長（山本 稔君） おはようございます。

それでは、厚生産業常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る6月16日午前9時より和気町役場3階第1会議室において、厚生産業常任委員全員と町執行部から町長、副町長以下、関係部・課長出席のもと、本委員会に付託されました3件の議案について慎重に審議いたしました。

まず、議案第54号平成29年度和気町一般会計補正予算（第1号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。農地費の尾水尾池の場所と工事の概要についての質疑に対して、執行部より、場所は日笠上地内にあり、昨年の7月に漏水が発見されたため、調査の結果早急な改修の必要があると判断されましたが、岡山県の補助事業の内示を待って補正を計上したとの答弁がありました。

工事の概要はとの質疑に対して、グラウト工法で堤体の土を固め、漏水を止めるとともに、洪水吐きや斜樋の改修を行い、年度末の完成予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第55号平成29年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。これは全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。塩田診療所はこの4月から新しい先生が赤磐医師会から派遣されていますが、特に問題はないかとの質疑に対し、特に問題はない。患者の現状としては、昨年度の4、5月に比べて若干人数は減っていて、対前年比で96%の診療報酬であるが、このまま推移していくものと考えているとの答弁がありました。

また、機械器具の借上料21万2,000円は何かとの質疑に対し、心電計で5年間のリースであるとの答弁がありました。

次に、議案第56号平成29年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。これも全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、本荘第2排水機場のポンプ増設工事の見通しはとの質疑に対して、平成29、30年度で実施する計画である。実施設計の承認申請が許可になり次第入札を行い、9月議会で契約議決をお願いしたい。なお、工事の完成は平成31年2月末を考えているとの答弁がありました。

以上、簡単ではありますが、厚生産業常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第55号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略し、採決します。

議案第55号平成29年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、議案第55号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第55号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略し、採決します。

議案第56号平成29年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第56号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第56号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気鶴岡谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 安東君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（安東哲矢君） 失礼します。

それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る6月15日午前10時より役場3階第1会議室において、委員全員、執行部より町長、副町長以下、関係部・課長出席のもと、慎重に審査をいたしました。

本委員会での付託案件は、1件でございます。

議案第53号和気町和気鶴飼谷温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致で原案可決といたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がございました。例えば自分が描いた絵とかを展示して見ていただき、その後欲しい方に売却する場合は営利になるのかとの問いに、絵を展示する場合は、この多目的ホールでは考えていない。その場合は、情報館での対応となる。即売の場合は営利と考えるとの答弁がありました。

また、体育館等では、減免申請を出してから減免してもらえるが、今回の場合も同じかとの問いに、稼働率とか利用状況を把握するため、今回の場合も同じと考えますとの答弁がありました。

また、今回の多目的ホールについての問い合わせはあるのかとの問いに、多目的ホールということではいろいろなジャンルの方に使っていただく方法を考えている。岡山県内でもダンススクール等が急増している。そういうところにもアプローチしたいとの答弁がありました。

また、そんなにダンスをする人がいるのか、何人ぐらいホールに入れるのかとの問いに、藤まつり等のイベントで申し込みをいただいている団体があったり、町内でもダンスの団体がたくさんあり、そういう方に使っていただきたい。また、椅子の場合は50席並べられ、椅子を撤去できるようにもしているとの答弁があり、また民間ではお酒等の飲み物を出しているがとの問いに、飲食はできないとの答弁がありました。

また、その他の項目で、3月6日に発生した源泉揚湯ポンプ故障の経緯及び復旧に向けた今後の予定についての報告がありました。

また、4月以降のレンタカー代、湯の源泉代については、工事完了後改めて補正をさせていただきたい。法的に問題がないようにやっていくとの答弁がありました。

また、インバウンド対応で、入浴マナー等の看板を啓発してはどうかとの要望もございました。

以上、簡単ですが、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第53号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略し、採決します。

議案第53号和気町和気鶴飼谷温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第53号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第53号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気町学校・園再編成整備事業特別委員長に報告を求めます。

和気町学校・園再編成整備事業特別委員長 万代君。

○和気町学校・園再編成整備事業特別委員長（万代哲央君） 和気町学校・園再編成整備事業特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る6月15日木曜日午前10時45分から和気町役場3階第1会議室において、委員全員出席、執行部からは町長、副町長、教育長並びに関係部長、課長出席のもと、当特別委員会に付託されました議案第51号、議案第54号について慎重に審査をいたしました。

審査の結果、議案第51号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更については、全会一致で原案は可決されました。

審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。スクールバスを露天駐車しているが、合併特例債が使える間に車庫を整備してはどうかとの質疑に対し、和気町体育館の駐車場を考えていたが、車高が高いことから駐車ができないので、相撲場の南側に駐車している。冬場に凍結して運行に支障を来すことも考えられることから、スクールバス車庫の整備について前向きに検討すると答弁がありました。

次に、和気小学校駐車場整備に関し、3月議会において、校門南側の用地について交渉したが、価格が折り合わなかったとの答弁があった。その後から今日に至る経緯を聞かせてもらいたいとの質疑に対し、今年度になってから、本人から、以前提示した価格で購入してほしいと申し出があった。価格の変更なく交渉が成立したことはよかったが、それまでの過程において迷惑をかけたことについてはおわびをしたと答弁がありました。

次に、佐伯小学校駐車場整備の進捗状況はどうかとの質疑に対し、農地1, 732平方メートルについては交渉は成立した。宅地については、相続人と協議中で、これから詰めの段階である。2筆のうち1筆は農振農用地であることから、農振除外の手続きが必要となるため、工事着工は11月の上旬になるということでご理解いただきたいと答弁がありました。

重ねて、委員から、統合して初めての運動会に何とか間に合わせ、大勢の方に不便なく来てもらえるよう、駐車場整備を行ってほしいと要望がありました。

次に、議案第54号平成29年度和気町一般会計補正予算（第1号）については、特に意見もなく、全会一致で原案は可決されました。

なお、その他について、次のような質疑、答弁がありました。統合して2カ月以上経過した。スクールバスの運行状況について報告してほしいとの質疑に対し、スクールワゴン日笠便において運転手に対する苦情があったことから、委託業者に運転手の交代を依頼し、それ以降は問題なく運行している。4月、5月の2カ月間、スクールサポーターや地域の方々に添乗をお願いし、子供たちの様子を日報で慎重に確認した。また、5月下旬には、教育委員会の職員が同乗し、安全を確認した。その上で、6月からは添乗なしで運行を行っているとの答弁がありました。

重ねて、委員から、ここここ園のスクールバス運行には保護者からの要望もあり、添乗員をつけられないかとの質疑に対し、毎月2回交通指導日には職員が添乗し、子供たちの様子を確認しているし、今後もその方針であり、今のところ毎日の添乗は考えていないが、今後も運行状況を注視し、把握した上検討したいと答弁がありました。

次に、和気小学校体育館の黒ずんだ外壁の塗装をやり直す考えはあるかとの質疑に対し、外壁塗装については、来年度当初予算への計上を検討していくと答弁がありました。

次に、本荘にここ園の外壁はなぜ黒になったのかとの質疑に対し、十分に検討を重ねた結果、最終的に園で決定した。子供にとっては落ちつける色であると聞いていると答弁がありました。

次に、閉校となった地区では、小学校運動会後の地区の運動会が開催できなくなったことで何か聞いているかとの質疑に対し、地区運動会については、今年はやれないだろうと関係地区の区長の見解を耳にしたことはあると答弁がありました。

次に、スクールバスの公共交通等利活用についての考えを聞きたいとの質疑に対し、スクールバスの利活用については、地域公共交通会議の中でも検討項目として上がっている。登下校便以外にも臨時便の運行もあり、定期的な公共交通での利用は難しいと思うが、利活用については今後考えていきたいと答弁がありました。

以上、簡単でございますが、委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第51号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略し、採決します。

議案第51号和気町立学校・園統廃合整備基本計画の変更について、議案第51号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第51号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号平成29年度和気町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

議案第54号平成29年度和気町一般会計補正予算（第1号）について反対でありますので、討論をさせていただきます。

まず、一般的に内容はそんなに問題はないんですが、2点だけちょっと問題があるということで私は反対をという趣旨でございます。

一つは、マイナンバーの制度のために、地方公共団体情報システム機構負担金として165万5,000円の予算を計上しているということでございますが、これは以前にも申し上げましたが、マイナンバーの紛失等により情報漏えいそして成り済まし、そういうことで町民の方が非常に不利益をこうむる、悪用されると犯罪に結びついて本当に町民の方に不利益をこうむったりで、利益にならないということであります。そういうことが一つ。

それからまた、和気町の石生のグラウンドを貸与するというふうなことが学校跡地問題に絡んで出てきている。これがかなり大きい問題でございますが、その代替施設というか、当面の施設として佐伯グラウンドの整備費を計上していると、これが千何百万円だっと思いたすけれども、これ自体私は予算がついているということは、これはスポーツ愛好者にとっては評価するべきだというふうに思います。ただ、次にある811万円の調査委託料、これは町長としては意外な拙速なやり方だろうと、私この10年間議員なりやってきまして、初めてこういう状況を見ました。これ新グラウンドの整備が、先ほども委員長が申されました吉田組近辺、あるいは自転車道より東側の4ヘクタールということでございます。これを単純な私の計算でございますと、例えば藤野地区の学校前の土地が1反大体1,000万円でございます。それと同等と考えると、それより高いかもしれませんけれども、土地代だけで4億円相当になります。それプラス照明とかフェンス、クラブハウスとか、そういうものも含めていくと、これは下手をすれば10億円、これを超えるような費用になる、そういう可能性も私はあると思っております、そうなりますと今の和気町の財政状況では大変厳しいものと考えます。これうがった見方をしますと、調査費だけつけておけば、今の町長は、そら出られるかもしれませんが、普通に考えると、今の年

齢から考えても、来年4月で終わりでございます。そこまでしておけば、この今の学校の問題、創志学園が和気町に来ると、後のことはどうであれ、そういう道をつけるという点で、本当の真意はどうであれ、できるんではないかと思われてるんじゃないかなと思います。

いずれにしろ、今後の財政シミュレーションを再度検討する必要があると本当に思います。

最近、益原地区へ行って、地権者の方にちょっとお聞きしましたが、この地権者の方にはいち早く、今年の2月には、執行部から、土地購入の意向の打診があったというふうに聞いております。どうも聞くところによりますと、該当の土地というのは大体26筆程度だということでございます。それをグラウンドにというふうなことでございますが、なかなか最終的には地権者の許可がなければ測量もできない、あるいは町道の場所を変えることも必要になってくるかもしれません。そういう面も含めてかなり問題があるのではないかなというふうに思っております。なぜこのように拙速にやられているのか私は疑問符が湧いてくるわけでございます。本当に、後年度の町民の負担、これを懸念するものであります。

以上、そういう意味で、調査委託料も含んでおりますので、この予算案には私は反対であります。

ちなみに町内では、例の学校建設にかかわる2,100万円の国からの補助金といいますか、その取りはぐれ、これに関して1,400万円は合併特例債等でできましたけど、700万円は一般財源から補填していると。それを実は町民の方は、700万円は町長、教育長、そして副町長にまどわせなさいと、そういうふうな意見もあるわけでございます。そういう厳しい意見も考えながらやっていただきたいというふうに思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから議案第54号平成29年度和気町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第54号は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第54号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第2）

○議長（当瀬万享君） 日程第2、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び各常任委員会並びに各特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び各常任委員会並びに各特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるように承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び各常任委員会並びに各特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、平成29年第5回和気町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し

上げます。

今回提案いたしました報告5件、諮問1件、計画変更1件、条例制定1件、条例の改正1件並びに補正予算3件につきまして、慎重にご審議をいただき、ご承認、ご議決を賜り、まことにありがとうございます。

今議会におきまして、いろいろと議論、ご指摘いただきました当面の課題及び今後の行政運営につきましては、これまでの成果を十分検証しながら、評価結果を十分踏まえながら、行政運営の資質向上、効率化に努めてまいります。

なお、学校跡地の利用の推進につきましては、本議会においてもいろいろとご意見をいただき、これからの詰めにつきましては、議員並びに地域の皆さんとのご理解を得るべく努力してまいります。そして、この事業が地域の活性化並びに人口増につながりますよう進めてまいりたいというように思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

ここで、国の地方創生人材支援制度で、平成27年7月2日から本町の地方創生に係る事業実施に地域の人と一緒になって頑張ろうということで熱心に取り組んでいただいた小西総合政策監が、7月9日をもって任期満了となります。小西総合政策監は、公営塾の教育環境の整備や商業施設の誘致、移住、定住の施策の推進など、独自性をスピード感を持って取り組んでいただきました。そして、これからの取り組みによりまして、人口動態の変化等の顕著な成果があらわれますことも期待しているところでございます。和気町の当面する具体的な課題に鋭意取り組んでいただきましたことに対して、心から感謝、お礼を申し上げ、今後まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標達成に向けて、歩みを緩めることなく邁進してまいります。

そして、この後、小西総合政策監に退任のご挨拶の場をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の日々をお過ごしのことと思いますが、暑さもますます厳しくなっております。くれぐれもご自愛いただきましてご活躍されますようご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とします。本日はありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） ここで小西総合政策監から挨拶の申し出がありますので、許可します。

総合政策監 小西君。

○総合政策監（小西哲史君） 失礼します。

議長よりお許しをいただきましたので、退任の挨拶をさせていただきます。

早いもので、和気町に着任してから2年間が過ぎようとしております。早かったと感じているということは、それだけ充実した日々を過ごすことができたということだと考えております。

和気町では、英語特区の導入や公営塾の設置、オンライン英会話の導入など教育環境の整備、コンビニやカフェなど町民の方が望まれている商業施設の誘致、民間の力を活用した賃貸住宅の建設や空き家の利活用による住宅の確保、移住に関する施策の充実やクラウドソーシングの普及など、多くのことに取り組ませていただきました。

幸いなことに、徐々にではございますが、こうした取り組みの成果があらわれ始めております。2014年から2016年までの直近3年間では、自然動態、社会動態ともに大幅にマイナスであったことから、歴年ベースで200人を超える減少が続いてまいりました。しかし、5月末までの数字ではございますが、今年に入り社会動態がプラス54人と改善されております。2025年までに社会動態、こちらの方を均衡にいたしまして、転入者と転出者を同数とすることを目標としてやっておりますので、このことには大きな意味があるというふう感じておりますし、社会動態が大幅に改善されたこともありまして、今年5月までの人口動態もマイナス5人と、人口減少に歯止めがかかりつつあるというふう感じております。それとともに、逆風が吹いていた風向きが変わり、追い風の中で地方創生に取り組んでいるとも感じているところではございます。こうした成果を残すことができましたのは、地方創生の取り組みに対して好意的に受け止めていただいた議員の先生方のお力も大き

かったというふう感じております。

言うまでもないことかもしれませんが、時代の変化もあり、行政の役割も変わってきております。特に地方創生の分野では、その傾向は顕著です。従来は、和気町役場として行政に取り組んでいればよかったのですが、地方創生の実現のためには、行政だけではなくて、町の関係者の方々などと一緒に、言い替えば自治体の一つになって取り組む必要があるからです。

和気町の立ち位置は、まだまだ安心できる場所にはありませんが、今後も和気町のことを考えて動いてくれる方が増えれば、和気町はより魅力的な町になるというふうに考えております。小職といたしましても、和気町を離れることとなりますが、陰ながら尽力させていただきたいと考えております。2年間という短い期間ではございましたが、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） 今期定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、今定例会が議員各位及び町長を初め、執行部各位のご協力によりまして、無事閉会することに対しまして心から深く感謝申し上げます。

閉会に当たり、執行部に要望しておきたいと思っております。

本年4月1日、歴史的な学校・園の再編成が行われ、子供たちも新しい環境になれてきたのではないかと存じます。この再編成を機に、教育水準の向上に更に努めていただくようお願いいたします。

また、廃校になった学校等の跡地についても、プロポーザルの結果、業者の仮決定がなされております。今後におかれましては、仮決定の業者と十分な協議を重ねられ、和気町の大切な資産である学校施設を和気町の発展につながるよう進めていただきたいと思います。

また、先ほど挨拶がありました小西総合政策監におかれましては、2年間という短い間ではございましたが、和気町の地方創生の取り組みにご尽力いただきまして、大変ありがとうございました。新任地におかれましてもますますご活躍くださいますようご祈念申し上げます。

本定例会も、町長を初め、執行部の皆様方には、審議に対しまして真摯な態度をもってご協力をいただいたことに敬意を表しますとともに、会議で議員各位が申しあげました意見なり要望事項につきましては、特に考慮を払われ、行政運営に反映されますよう要望申し上げます。

最後になりましたが、議員及び執行部の皆様方には、これから本格的な夏を迎えます。健康には十分ご留意くださるようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、閉会の挨拶といたします。

これもちまして、平成29年第5回和気町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前9時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年6月22日

和気町議会前議長 草 加 信 義

和気町議会議長 当 瀬 万 享

和気町議会副議長 広 瀬 正 男

和気町議会議員 広 瀬 正 男

和気町議会議員 安 東 哲 矢

和気町議会議員 当 瀬 万 享

和気町議会議員 柴 田 淑 子